

第2次笛吹市国土強靱化地域計画

令和8年3月

笛吹市

目次

はじめに	1
第1章 計画の概要	2
1 策定の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	4
4 計画策定の進め方	4
第2章 本市の地域特性	5
1 地理的・地域的特性	5
2 気候的特性	7
3 社会経済的特性	8
第3章 基本的な考え方	12
1 基本目標	12
2 笛吹市国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき 主要事項と情勢の変化	12
3 中長期的に取り組むべき課題	17
4 事前に備えるべき目標	19
5 取組方針	19
第4章 脆弱性評価	21
1 脆弱性評価の考え方	21
2 想定する災害	21
3 起きてはならない最悪の事態の設定	22
4 起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策分野	23
5 起きてはならない最悪の事態と施策分野の相関	24
6 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価	28
第5章 施策分野ごとの推進方針	60
1 A：行政機能／防災・消防	60
2 B：住宅・都市・土地利用	65
3 C：保健医療・福祉	68
4 D：教育・文化	71
5 E：産業・農業	72
6 F：情報通信・エネルギー・環境	74

7	G：国土保全・交通	76
8	H：地域防災	78
第6章	計画の推進	82
1	施策の重点化	82
2	各種施策の推進と進捗管理	83

はじめに

日本はこれまで、東日本大震災などの地震災害や集中豪雨による浸水被害、台風による土砂災害など、様々な大規模自然災害が起きており、甚大な被害を受けてきた。さらに今後、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模自然災害の発生が予想されており、いかなることが起きようとも、致命傷となる大きな被害を避け、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、また、被った被害を迅速に回復することができる、「強さ」と「しなやかさ」、いわゆる強靱性が求められることとなった。

国においては、東日本大震災の教訓から、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これにより、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

その後も国では、近年の激甚化・頻発化する災害から得られた知見、デジタルの力による対応力の強化を、新たに計画に盛り込むなど、平成 30 年 12 月及び令和 5 年 7 月に基本計画の見直しを行い、取組を推進してきた。

また、山梨県においても、平成 27 年 12 月に国の「国土強靱化基本計画」との調和を図りながら、今後想定される大規模自然災害に対して、県土の強靱化を図るため「山梨県強靱化計画」が策定された。県は、平成 30 年 12 月に近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、「国土強靱化基本計画」の見直しが行われたこと、また、計画期間の 5 年目を迎えたことから、令和 2 年 3 月に「山梨県強靱化計画」の見直しを行い、令和 6 年 3 月にも、能登半島地震などで得られた知見をいち早く取り入れ、令和 5 年 10 月に策定した山梨県総合計画の政策、施策を強力に推進するため、「山梨県強靱化計画」の見直しを行っている。

本市は、甲府盆地中央部を流れる笛吹川に沿った平坦地を中心に、南北の丘陵・山岳地帯に挟まれた地域であり、過去に河川の氾濫や斜面の崩落などを経験している。また、近い将来発生する確率が高いとされている首都直下地震や南海トラフ地震では、市内でも大きな被害が予想されている。このため、本市においても、大規模自然災害による致命的なダメージを回避するとともに、被害から迅速に回復できるよう、令和 3 年 3 月に、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする「笛吹市国土強靱化地域計画」を策定している。

令和 8 年 3 月に現行計画期間が終了することにもない、引き続き、大規模自然災害による致命的なダメージを回避するとともに、被害から迅速に回復できるよう近年の災害から得られた知見を反映するとともに、「国土強靱化基本計画」及び「山梨県強靱化計画」と調和を図った上で、令和 8 年度を始期とする「第 2 次笛吹市国土強靱化地域計画」を策定することとした。

第1章 計画の概要

1 計画改定の背景と目的

平成 25 年 12 月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。国では、基本法に基づき、国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、5 年が経過した平成 30 年 12 月及び令和 5 年 7 月に基本計画の見直しを行っている。

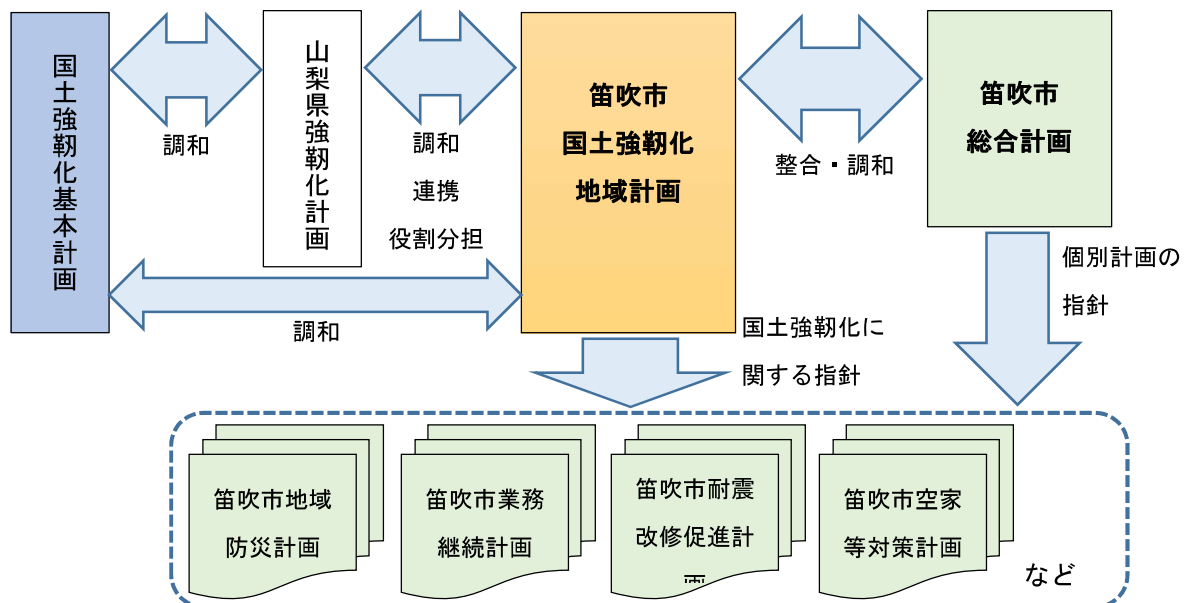
山梨県においては、平成 27 年 12 月に県土の強靱化を推進するため「山梨県強靱化計画」（以下「県強靱化計画」という。）が策定された。県は、基本計画の見直しや山梨県総合計画の見直しを踏まえ、令和 2 年 3 月及び令和 6 年 3 月に県強靱化計画の見直しを行っている。

このような中、本市においても、南海トラフ地震や豪雨・豪雪等、いかなる災害が発生した場合でも、致命的なダメージを回避し、被害の低減を図り、迅速に回復することができるよう、令和 3 年 3 月に「笛吹市国土強靱化地域計画」を策定した。

令和 8 年 3 月に現行計画期間が終了するため、近年の災害から得られた知見を反映するとともに、「国土強靱化基本計画」及び「山梨県強靱化計画」の見直しを反映した、「第 2 次笛吹市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、第 3 次笛吹市総合計画と整合・調和を図るとともに、本市の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものである。



(1) 地域防災計画との違い

「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「起こり得る事象」を特定し、「その事象に対する対応」を取りまとめるもので、笛吹市地域防災計画では起こり得る事象ごとに計画が立てられている。

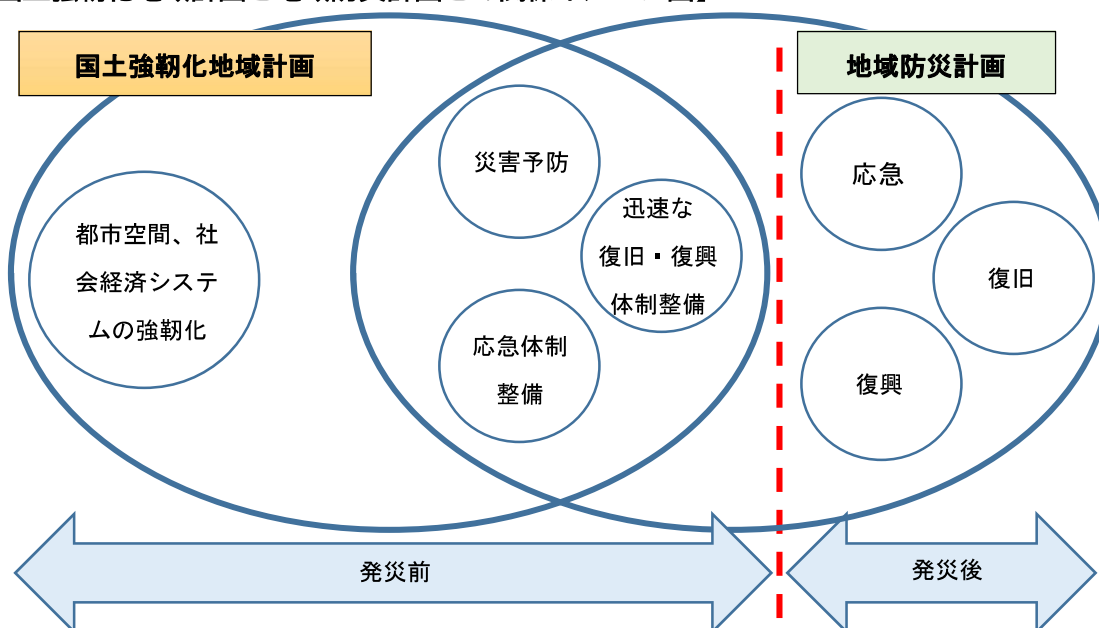
一方、笛吹市国土強靱化地域計画は、事象ごとの対処、対応をまとめるものではなく、①あらゆる事象を見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものである。

そのため、人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態」を明らかにし、最悪の事態を回避するために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性、内容を取りまとめたものが強靱化の計画である。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し、地域社会を強靱化する	災害の種類ごとの発生時の対応力を強化する
対象段階	災害発生前	災害発生時、発生後
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を想定し、回避するための施策を設定する	予防、応急、復旧などの具体的な対策を設定
施策の重点化、指標	あり	なし

【国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ図】



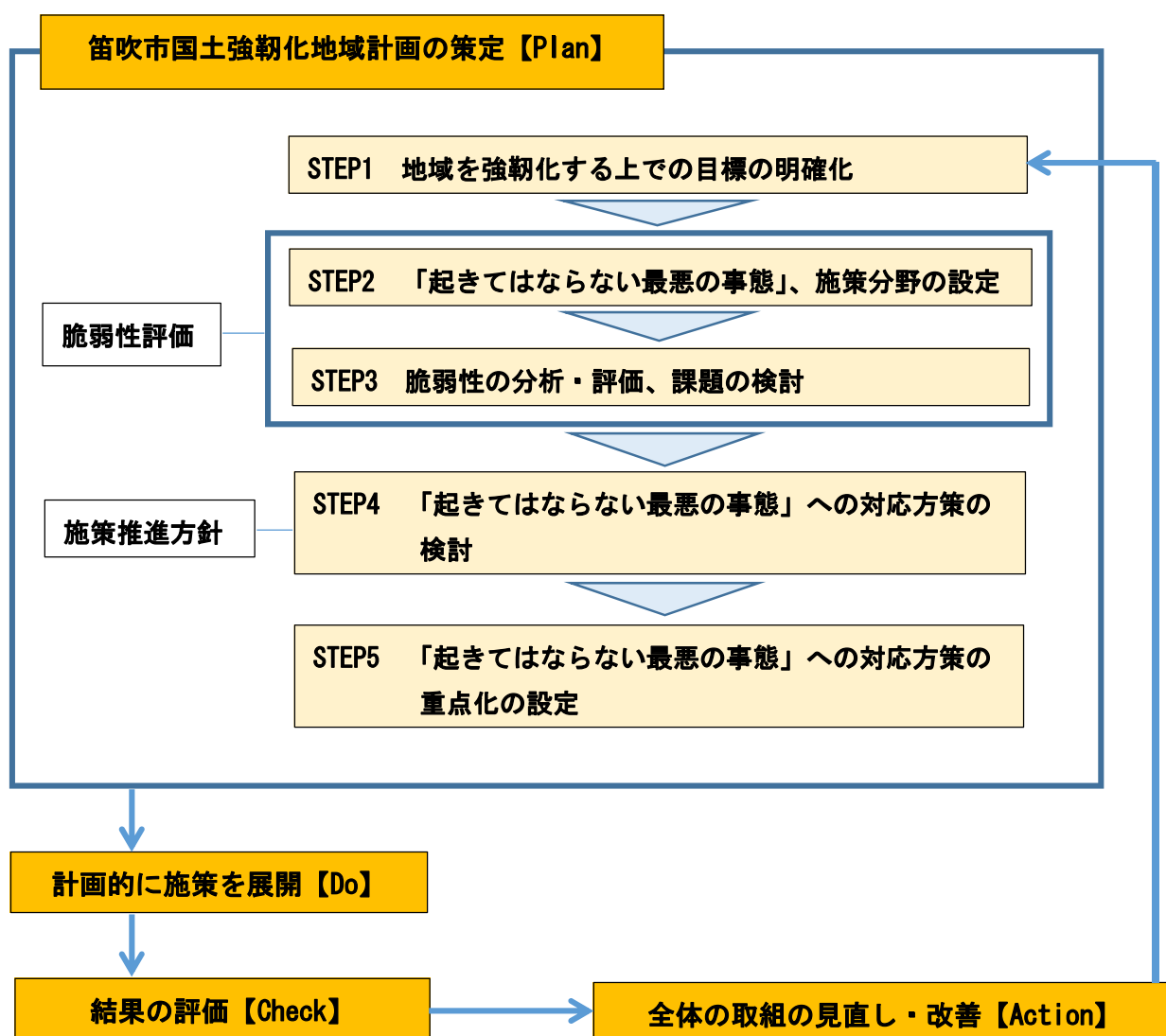
3 計画期間

本計画は、令和8年度を初年度とする令和12年度までの5年間の計画期間とする。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 計画策定の進め方

地域を強靱化するための施策を総合的、計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」を参考に、次の手順により策定を行う。

【計画策定の手順】



第2章 本市の地域特性

1 地理的・地域的特性

本市は、山梨県のほぼ中央に位置し、北は山梨市、甲州市、東は大月市、南は富士河口湖町、西は甲府市と接している。東西 18.8 km、南北 21.7 km、総面積は 201.92 km²で、山梨県の面積の約 4.5% を占めている。

地形等は、甲府盆地の中央部やや東寄りに位置し、盆地の北部や東部、南部の山岳丘陵地帯から放出する水系を集め、盆地中央部を西に向かって笛吹川が流れている。笛吹川に向かって南北に流れる金川、浅川、境川等の扇状地と盆地底部の沖積平地が広がり、山裾から平坦地にかけて果樹を主体とした農地が分布し、その背後には甲府盆地を構成する御坂山塊、その山間には東西に流れる芦川に沿って点在する集落及び秩父山地の丘陵と急峻な山岳地帯が広がっている。

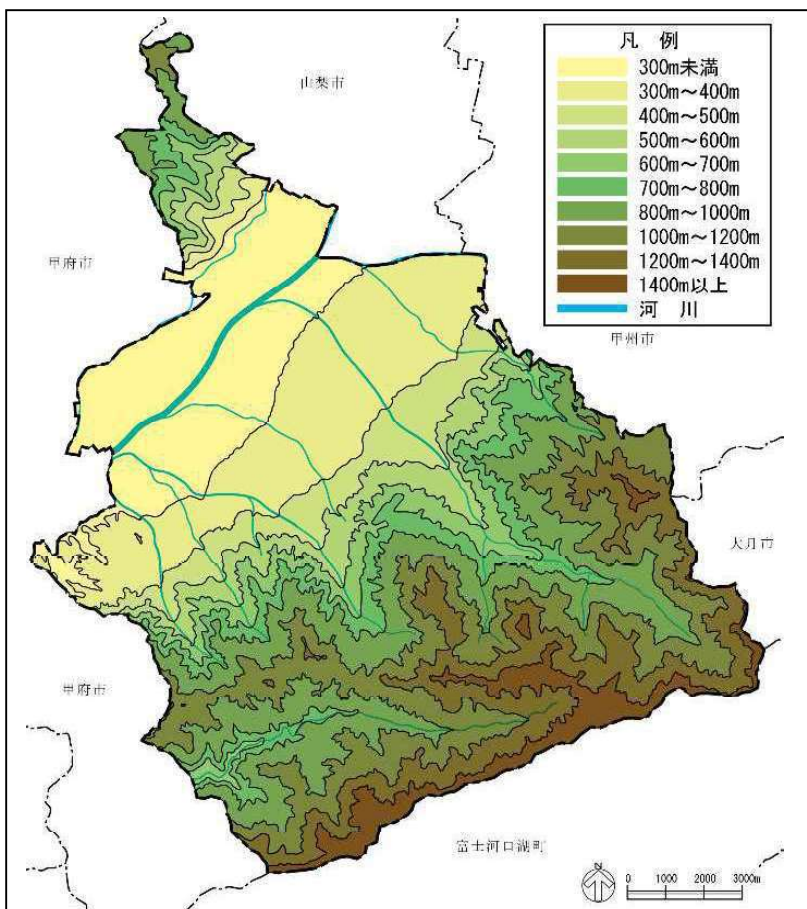
笛吹川周辺の平坦地には沖積層が分布している。一方、山地のほとんどは花崗閃緑岩や石英閃緑岩からなり、風化が進み、地質は脆弱で、斜面の急傾斜と相まって、豪雨の際には斜面の崩壊、土石流等を起こしやすい。

■ 笛吹市の位置図



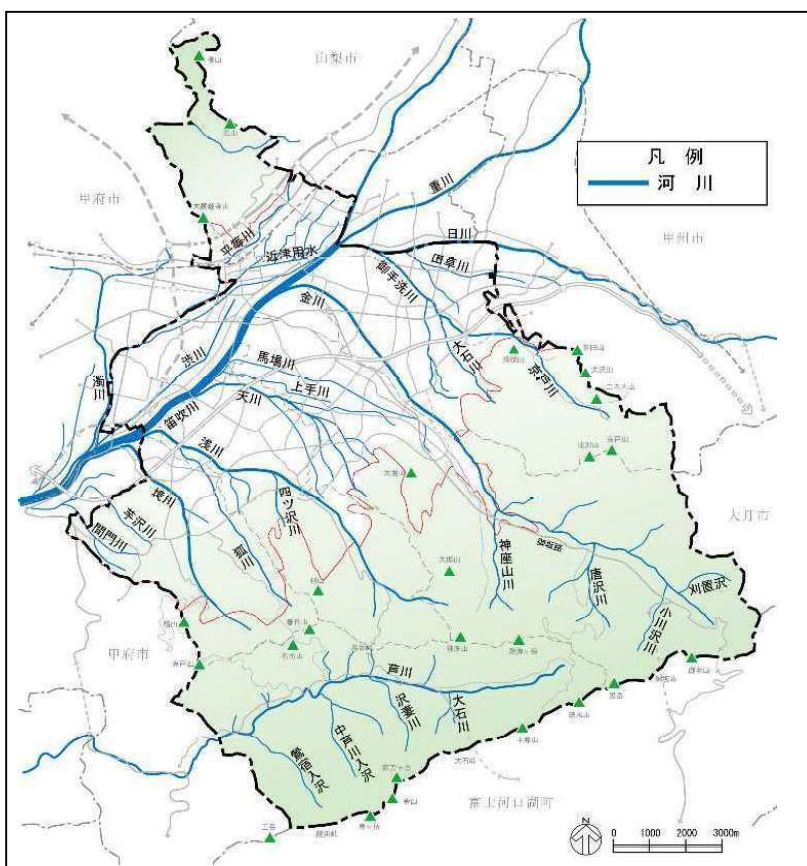
[出典：笛吹市都市計画マスタープラン]

■地形



(出典：
 笛吹市都市計画マスタープラン)

■河川水系

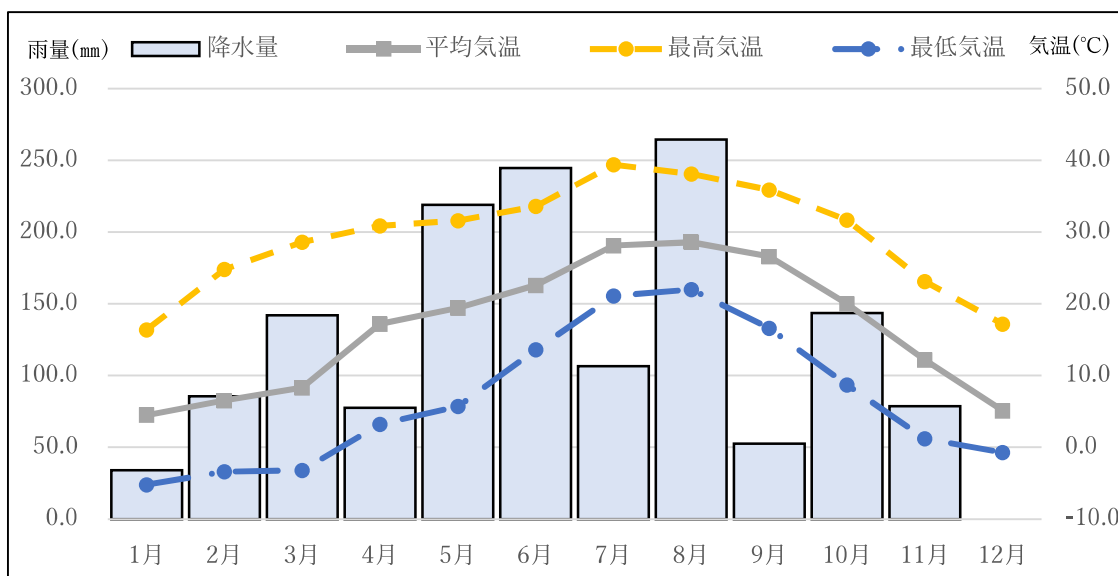


(出典：
 笛吹市都市計画マスタープラン)

2 気候的特性

甲府地方気象台甲府観測所の気象データによると、平成27年から令和6年の10年間の平均気温は15.8℃、年間降水量は1172.8mmである。本市の気候は盆地特有の内陸性気候で、夏は最高気温が30℃を超える蒸し暑い日が多く(8月の最高気温の平年値33.8℃)、冬は最低気温が氷点下になる寒い日も多くあり(1月の最低気温の平年値-1.8℃)、寒暖の差が大きいのが特徴である。

■月ごとの気温及び降水量 [令和6年]



■気温及び降水量の推移

年別	気温(°C)					降水量(mm)	
	平均	極値		8月の最高気温 の平年値	1月の最低気温 の平年値	合計	1日最大
		最高	最低				
平成27年	15.6	37.3	-6.2	32.6	-1.8	1,114.5	61.0
平成28年	15.7	38.5	-7.4	33.4	-2.3	1,125.0	87.5
平成29年	14.9	37.5	-6.8	32.7	-2.3	1,076.0	104.0
平成30年	16.0	40.3	-7.5	34.5	-2.8	1,153.5	78.5
令和元年	15.9	37.6	-5.9	33.8	-2.3	1,168.0	169.0
令和2年	15.9	39.3	-6.3	35.8	0.8	1,431.0	128.0
令和3年	15.7	37.7	-7.0	32.4	-1.7	1,246.0	73.5
令和4年	15.7	39.5	-6.9	33.0	-2.9	1,019.5	82.5
令和5年	16.4	38.7	-8.6	34.5	-2.3	946.5	128.5
令和6年	16.6	39.4	-5.2	34.8	-0.9	1,448.0	72.5
平均	15.8	38.6	-6.9	33.8	-1.8	1,172.8	98.5

[出典：気象庁統計資料]

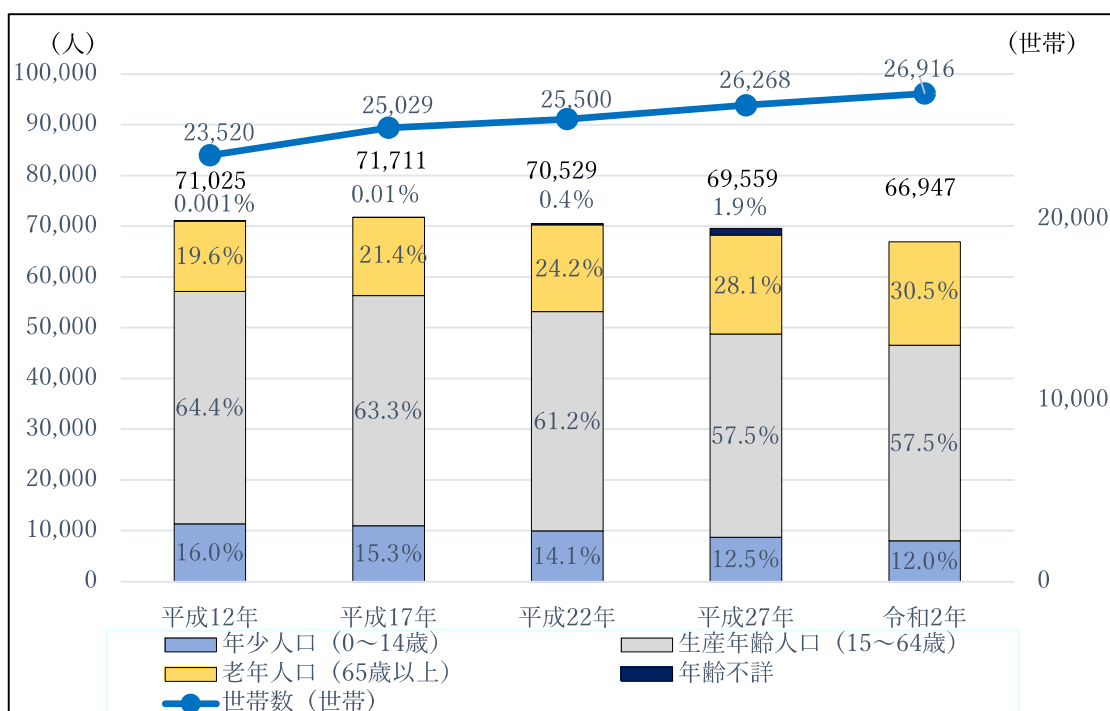
3 社会経済的特性

(1)人口

国勢調査における本市の人口は、平成17年の71,711人をピークに減少に転じ、令和2年では66,947人となっている。世帯数は増加傾向にあり、平成12年は23,234世帯、令和2年では26,916世帯となり、3,682世帯の増加となっている。

また、平成17年に20%を越えた高齢化率は、令和2年には30.5%に達しており、着実に高齢化が進んでいる。

■人口・世帯数の推移



※年齢不詳…国勢調査において、年齢未記入の方

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口 (人)	71,025	71,711	70,529	69,559	66,947
年少人口 (0~14歳)	11,366	10,966	9,960	8,720	8,006
生産年齢人口 (15~64歳)	45,761	45,382	43,189	40,010	38,510
老年人口 (65歳以上)	13,897	15,356	17,092	19,541	20,431
年齢不詳	1	7	288	1,288	0
世帯数 (世帯)	23,520	25,029	25,500	26,268	26,916
世帯当たり人員 (人/世帯)	3.02	2.87	2.77	2.65	2.49
高齢化率 (%)	19.6	21.4	24.3	28.6	30.5

〔出典：国勢調査〕

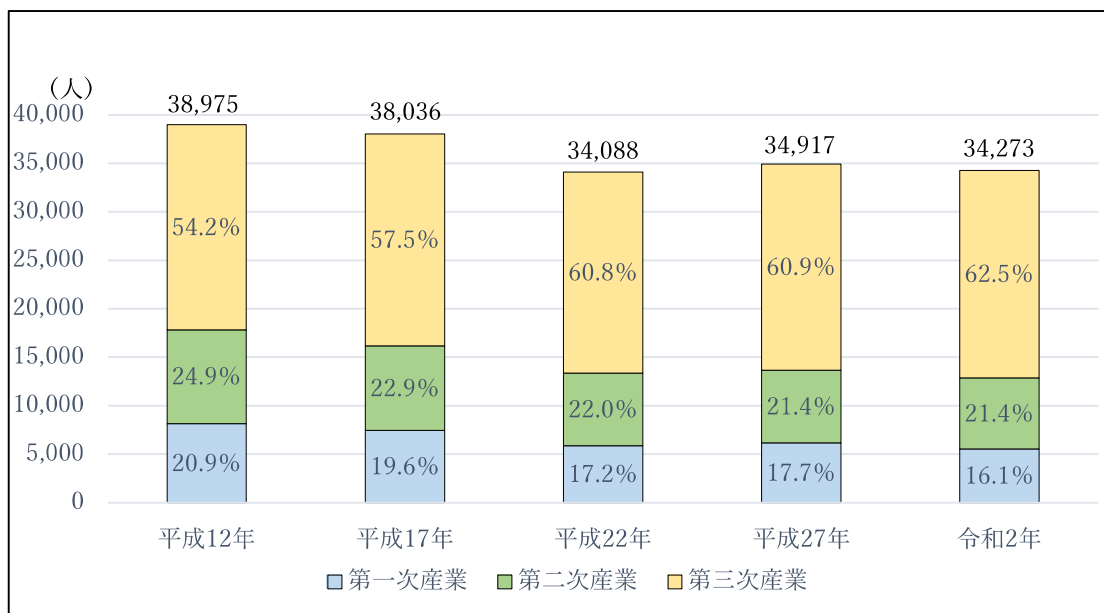
(2) 産業

令和2年の国勢調査における本市の産業別就業人口の構成比は、第一次産業が16.1%、第二次産業が21.4%、第三次産業が62.5%となっている。

本市の第一次産業は、全国平均の4.0%、山梨県平均の7.3%を大きく上回っており、平成28年の生産農業所得統計調査において、果実産出額は農業産出額の84%を占めているなど、品質の高い桃・ぶどう・柿など果樹の一大産地となっている。

また、昭和36年に石和町で、続いて昭和40年に春日居町で温泉が湧出して以来、主として温泉を利用した第三次産業が急激に伸長した。果樹農業と併せ趣ある果実温泉郷として発展し、年間を通して大勢の観光客が訪れている。

■産業別就業人口の推移



年別	第一次産業		第二次産業		第三次産業		計(人)
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	
平成12年	8,154	20.9	9,681	24.9	21,140	54.2	38,975
平成17年	7,439	19.6	8,719	22.9	21,878	57.5	38,036
平成22年	5,855	17.2	7,517	22.0	20,716	60.8	34,088
平成27年	6,172	17.7	7,489	21.4	21,256	60.9	34,917
令和2年	5,536	16.1	7,318	21.4	21,419	62.5	34,273

[出典：国勢調査]

■農業産出額の推移

項 目	平成27年	令和2年
農業産出額（百万円）	20,750	24,180
うち果実産出額（百万円）	17,440	21,370
比率（%）	84.0%	88.4%

〔出典：生産農業所得統計調査〕

■石和温泉・果実郷周辺の観光客入り込み動向

月別	観光入込客数 延べ人数（人）	宿泊客数（人） （うち外国人）
令和6年1月	210,065	288,359 (13,212)
2月	100,348	
3月	125,499	291,218 (22,676)
4月	178,912	
5月	130,834	
6月	128,339	
7月	121,438	288,891 (9,531)
8月	154,048	
9月	127,437	
10月	135,942	330,600 (19,755)
11月	146,850	
12月	95,395	
合計	1,655,107	1,199,067 (65,174)

〔出典：山梨県観光入込客統計調査〕

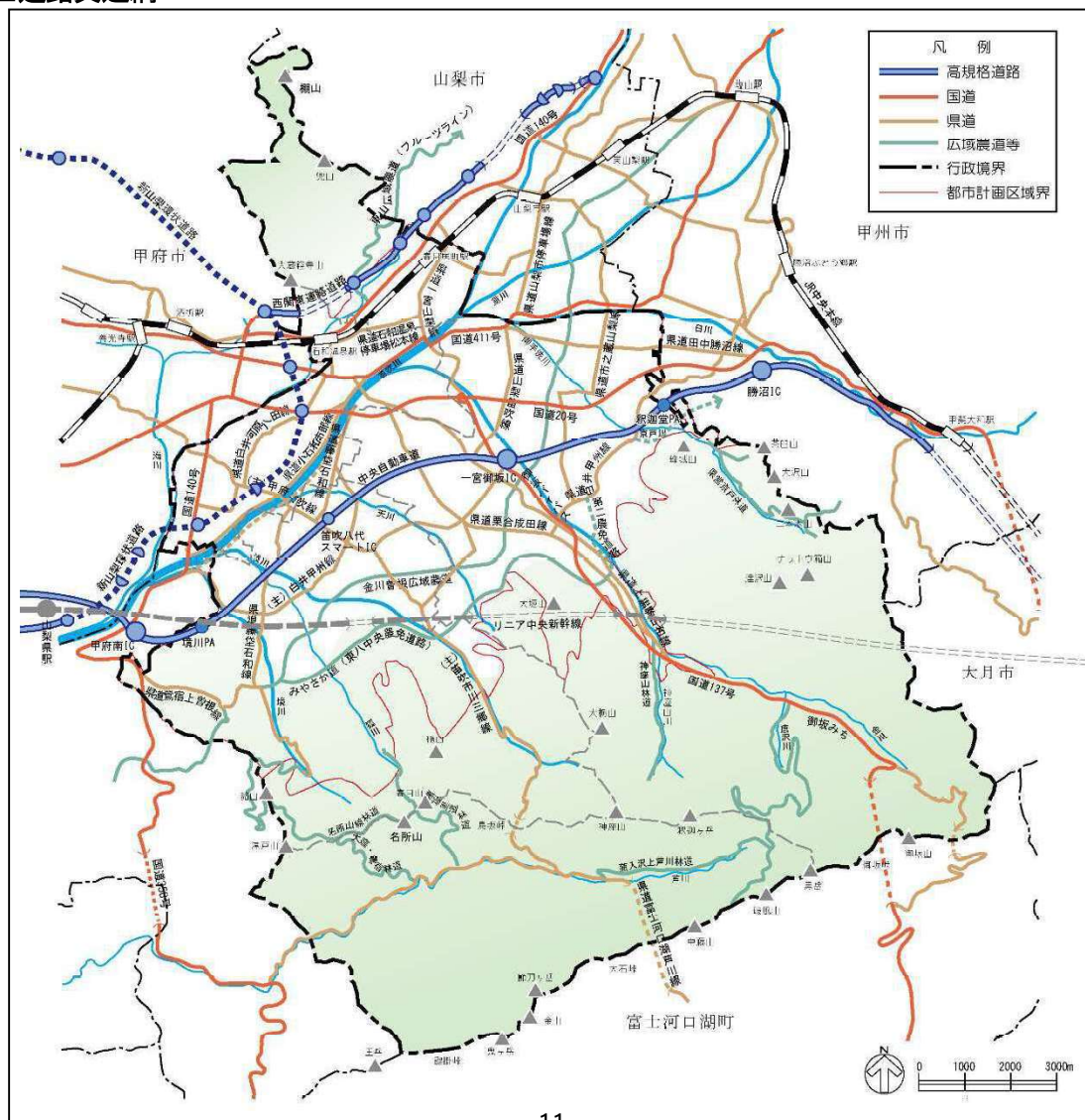
(3) 交通

本市を北東部から南西部にかけて横断する中央自動車道は、市内に一宮御坂 IC、笛吹八代スマート IC があり、東京及び長野・名古屋方面とも結ぶ重要幹線道路である。また、東京と長野県松本方面を結ぶ国道 20 号、河口湖方面を結ぶ国道 137 号、秩父方面を結ぶ国道 140 号、精進湖方面を結ぶ国道 358 号、奥多摩方面を結ぶ国道 411 号は、いずれも災害時の緊急輸送道路に指定されている重要路線である。さらに、境川町から市のほぼ中央部を通り山梨市に至る金川曾根広域農道は、市の広域幹線道路としての役割を果たしている。

鉄道は、JR 中央本線石和温泉駅、春日居町駅の 2 つの駅があり、通勤や通学の手段として利用されるだけでなく、首都圏から観光客を運ぶ手段として、重要な役割を果たしている。

今後、市内では新山梨環状道路の整備をはじめ、本市西側に近接してリニア中央新幹線山梨県駅の設置が予定されているなど、広域的な交通アクセスの向上が期待される。

■ 道路交通網



第3章 基本的な考え方

本市における地域の強靱化を推進する上での「基本目標」、基本目標を達成するための「事前に備えるべき目標」、基本計画及び県強靱化計画の改定内容や社会情勢の変化を勘案した「笛吹市国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化」、これらを踏まえた「中長期的に取り組むべき課題」、本市における強靱化を進めるうえでの「取組方針」を、基本計画及び県強靱化計画との整合性を保ち、調和を図る中で設定する。

1 基本目標

本市における地域の強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定する。

いかなる自然災害が発生しようとも、

- (1) 市民の生命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進する。

2 笛吹市国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化

今後、中長期の将来にわたる強靱化の取組は、次表に示す「笛吹市国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項や情勢の変化」を踏まえた上で、課題を整理し、政策の展開方向に沿って具体的な施策を推進することとする。

なお、本計画における、市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスク想定については、基本計画及び強靱化計画と同様に大規模自然災害を対象とする。

笛吹市国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化

(1) 地域の強靱化の理念に関する主要事項	ア 「自律・分散・協調」型社会の促進
	イ 事前復興の発想の導入促進
	ウ 地震後の洪水等の複合災害への対応
	エ 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応
(2) 分野横断的に対応すべき事項	ア 環境との調和
	イ インフラの強靱化・老朽化対策
	ウ 横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）
(3) 社会情勢の変化に関する事項	ア 気候変動の影響

	イ グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現
	ウ SDGs との協調
	エ デジタル技術の活用
	オ パンデミック下における大規模自然災害
(4) 近年の災害で得られた新たな知見	ア 災害関連死に関する対策
	イ コロナ禍における自然災害対応

(1) 地域の強靱化の理念に関する主要事項

ア 「自律・分散・協調」型社会の促進

国では、今後 30 年以内に高い確率で発生するとされている南海トラフ地震や首都直下地震を踏まえ、その影響を強く受ける地域に主要な機能が過度に集中する状況を避け、人口が密集する地域が大規模災害に見舞われた際、被災者の受入れや都市機能の代替を可能とするバックアップ機能を整備することにより、自然災害に対する「しなやかさ」を高める「自律・分散・協調」型社会の形成に向けた研究が進められている。

こうした状況を踏まえ、県では、コロナ禍を背景に、リモートワークの普及により暮らし方や働き方が多様化し、二拠点居住や田園回帰への意識が高まっている現況も鑑み、東京に近く豊かな自然に恵まれた本県の強みを生かし、「新たなワーク&ライフスタイル」を実現する「自然首都圏」の創出などに取り組み、平時と有事の両面から「自律・分散・協調」型社会を形成する必要があるとしている。

こうした国、県の取組状況を踏まえ、本市においても、移住定住の促進や企業誘致を図ることで、「自律・分散・協調」型社会の形成を促進する必要がある。

イ 事前復興の発想の導入促進

災害からの復旧・復興段階で、元の状態に戻すだけでなく、災害に強い、より強靱な地域社会を再建するという、「より良い復興」の概念は定着してきているが、大規模災害が発生した後の混乱の中で、被災前よりも災害に強い地域に復興していく姿を描くことは容易ではない。

平時から、あらかじめ 30 年、50 年の大計を描き、どのような地域を目指すのか、長期的・広域的に考えておくことが重要である。

ウ 地震後の洪水等の複合災害への対応

大規模地震後の復旧には相応の時間が必要なことを踏まえれば、その間に風水害等が発生することは十分想定されるため、複合災害を想定し、震災と水害等の双方に有効な事前防災を推進することが重要である。

また、災害発生に備え、近隣市町村や県、さらには想定する災害の影響が及ばない遠隔地の地方公共団体と相互に災害支援協定を締結するなど、多段階の地域連携を構築することが必要である。

エ 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

未曾有の巨大・広域災害への対応に当たっては、最大クラスの地震が発生する場合のみならず、時間差を置いて大規模な地震が発生する場合の時間的・空間的影響を考慮した対応の検討を通じて、事前の備えを強化するほか、あらかじめ過去の災害経験から得られた知見の情報発信・共有化を図り、初動対応に必要な専門スキルを有する人材や物資を広範囲から確保できる体制を構築するなど、ハード・ソフトの両面から取り組む必要がある。

また、経済活動の停滞を回避するため、サプライチェーンの維持・確保が重要であり、長期に及ぶ移転先の確保等について、仮店舗・仮事業等の整備が進まず、復興が大幅に遅れることが無いよう取組を進める必要がある。

なお、一たび災害が発生すれば、被害状況の迅速かつ正確な把握が必要となるため、情報収集手段の冗長性を確保することも重要である。

(2) 分野横断的に対応すべき事項

ア 環境との調和

気候変動対策に関しては、「パリ協定」(平成 27 年国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) 採択、平成 28 年発効) で定められた世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 1.5℃に抑える努力をするという目標の実現に不可欠な「カーボンニュートラル」の実行が国際的な潮流となっている。

また、生物多様性の保全に関しては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(令和 4 年生物多様性条約締約国会議 (COP15) 採択) に即して、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるという「ネイチャーポジティブ」の考え方にに基づき、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」の実現等が求められる状況となっている。

これらの考え方を踏まえれば、「ネイチャーポジティブ」の考え方は、今後国際社会の中でも主流となるものであり、本市が有する豊かな自然の恵みを生かし、農地や森林の持つ多面的機能等、グリーンインフラの活用を積極的に推進し、NbS (Nature-based Solutions: 自然を活用した解決策) の考え方にに基づき、農地の有する多面的機能の保全や太陽光等の再生可能エネルギーの活用促進と地域と

の共生などの取組を進めていく必要がある。

イ インフラの強靱化・老朽化対策

自然災害の激甚化・頻発化やインフラ施設の老朽化が加速度的に進行している状況を踏まえ、インフラが求められる機能を発揮するためには、正しく設計・施工・維持管理を行う必要がある。

このため、防災関連施設はもとより、公共施設、交通インフラ、エネルギー関連インフラ等、官民を問わず公共性の高いインフラについて、近年の災害の激甚化を踏まえ、適切な補強等を行うとともに、定期的な点検・診断の結果に基づく老朽化対策を講じていく必要がある。

こうした強靱化・老朽化対策の実施に当たっては、笛吹市個別施設計画に留意するとともに、財政状況を踏まえ、国及び県の予算編成の動向等に十分に留意し、国及び県の補助金を活用していく必要がある。

ウ 横断的なリスクコミュニケーション(災害弱者等への対応)

様々な主体がリスク情報の受信者とも発信者ともなる現代において、リスクコミュニケーションは、災害リスクを正確に認識し、生命を守るための的確な行動を促す上で重要な要素であり、災害弱者や情報弱者も含め、確実に実施される体制づくりが必要である。

(3) 社会情勢の変化に関する事項

ア 気候変動の影響

近年、これまで経験してこなかった気象現象が各地域で発生しており、国土交通省が行った検討によると、気温が産業革命以前と比べて2℃上昇した場合、降雨量が約1.1倍、洪水発生頻度が約2倍になると試算されている。

また、IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル) 報告書によると、平均海面水位は0.29~0.59m 上昇し、台風が強化することが予測されている。

今後、地球温暖化の進行に伴って、その強度と頻度が増加することが懸念されており、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が必要となっている。

災害の激甚化の増大に伴い、防ぐことのできない災害も増加することを想定し、ハード・ソフトを組み合わせ、しなやかに対応することが重要である。

イ グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現

地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげるという考えの

下、国は令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和5年2月には「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定し、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの主力電源化等を進めることとしている。

これらの取組の一環として、地域の防災拠点における非常用電源への再生可能エネルギーの活用など、地域のレジリエンスの向上を図ることが必要である。

ウ SDGs との協調

本市では、令和4年3月に「笛吹市SDGs推進方針」を策定し、様々な計画にSDGsの要素を反映するとともに、SDGs達成に向けた取組を進めており、SDGsのゴールの1つ「気候変動に具体的な対策を」などは、地域の強靱化と関係が深い項目である。

気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震等の大規模地震発生の切迫、富士山火山噴火も懸念される中で、市民の生命・財産を守り、災害の被害に遭う方を一人でも減らすため、防災・減災、地域の強靱化に取り組むとともに、質の高いインフラ投資を官民一体となって引き続き積極的に支援することは、SDGsが目指す、持続可能な世界の実現においても非常に重要である。

そのため、地域の強靱化に当たっては、中長期的で持続可能な開発の視点を持って取組を進めることが必要である。

エ デジタル技術の活用

ICTの進化やネットワーク化により、新たなデジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行しつつある。

人工知能（AI）、IoT、クラウドコンピューティング、ソーシャル・ネットワークサービス（SNS）等のデジタル技術は、インフラ・防災・減災分野においても、地域の強靱化をより効率的に進めるため、活用していく必要がある。

また、単なるデジタル技術の活用にとどまらず、業務そのものや組織、プロセスの変革を含む概念であるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組により、災害予測、事前復興、災害発生時等、様々な段階においてデジタルの力で対応力を強化することが重要である。

オ パンデミック下における大規模自然災害

長期に及ぶパンデミック下で医療従事者が対応に追われる中、自然災害が発生することも十分あり得ることから、コロナ禍において経験したことを踏まえた備えが重要である。

(4) 近年の災害で得られた新たな知見

ア 災害関連死に関する対策

能登半島地震や熊本地震など近年の災害では、避難生活における疲労や持病の悪化等による災害関連死も多く発生している。

このため、避難生活が長期化する場合、生活環境の改善を図るほか、避難者に対する心身のケアについて具体的な事案に学ぶ形で改善を図るなど、災害関連死を防ぐ取組を進めることが必要である。

イ コロナ禍における自然災害対応

令和2年には、コロナ禍において全国で大水害が相次いで発生し、避難所における感染症対策が課題となった。

今後も、一たび感染症がまん延すれば、一定期間継続することを前提に、感染症と自然災害の同時発生は想定しておく必要がある。

その際、車中泊の活用も含め、感染の可能性がある避難者を他の避難者と隔離する手法や、感染源となり得るトイレの使用区分けなど、具体的な避難所運営を見据えた事前の備えが必要である。

3 中長期的に取り組むべき課題

「笛吹市国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化」を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題は次のとおりである。

中長期的に取り組むべき課題

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に
(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる地域づくり
(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現
(4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に

大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う洪水発生頻度の増加が予測される中、事前防災対策を強化することが重要であり、河川や堤防等の整備、治山事業の実施など、国及び県とも連携し、防災インフラの整備を更に推進する必要がある。

また、農地の多面的機能など、自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用し、地域全体の自然災害に対する強靱化を図ることが必要である。

一たび自然災害が発生すると、災害対応拠点となる避難者受入施設・災害拠点病院等の環境を構築し、順次改善・充実する必要がある、その拠点が相応の期間使用される場合には、災害関連死を生じさせない取組も重要である。

(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる地域づくり

大規模地震による直接死を最大限防ぐ観点から、構造物の耐震化をはじめ、災害による被害を最小限に抑え、機能を維持し、速やかに復旧するための強化が重要である。

また、被害が長期化しても一定の日常生活や社会経済活動が継続されるよう、あらかじめ事前復興を考えておくことが重要である。

このため、被災地域が孤立する可能性も考慮し、救援救護が到着するまでの間、生命を守るために必要な通信・エネルギーを確保できるよう、再生可能エネルギーの活用を検討するほか、交通ネットワークの機能強化や、浸水被害等の自然災害から命を守るための避難路の整備を進め、交通・物流手段を確保する必要がある。

さらに、経済がひとつの大規模災害で壊滅的な損害を受けず、粘り強く早期復興を果たすためには、企業の生産活動を支えるサプライチェーンの強靱化を図ることが重要であり、民間企業の生産拠点・体制の強靱化が図られるよう、支援を充実する必要がある。

(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現

より豊かな社会活動・地域づくりを行う上で、デジタル等新技術の活用が図られることが望ましい。

強靱化の分野においても、様々な気象観測データやスーパーコンピュータ等を活用した気象予測、ヘリやドローンによる情報集約の一層の迅速化・効率化、電子媒体を用いたプッシュ型の情報受発信システムの活用等が期待されている。

また、少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に災害対応等の活動を可能にする観点から、デジタル技術を最大限活用する必要がある。

一方、デジタル技術の活用に際しては、情報弱者に陥りやすい高齢者、障がい者等に対して配慮・工夫が必要である。

これらの点も踏まえ、デジタル技術の活用を通じて、日常生活と災害時等有事の際の双方において、市民が安心して住み続けたいと思える地域づくりを進めることが重要である。

(4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

笛吹市国土強靱化地域計画を実効性あるものにするためにも、民間事業者等の主体的取組は極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担の下、民の自助や共助の活性化や、民の力の公助への活用を更に進めていく必要がある。

例えば、災害時における事業継続性の確保や、ライフライン・交通ネットワークの維持・早期復旧に当たっては、公共施設の強靱化のみならず、民間施設の強靱化を促進することが重要である。

また、発災後の迅速な復旧復興に当たっては、被災者の支援体制を充実させる必要があり、災害保険等の活用など相互扶助の分野も含めて総合的に取り組むべきである。

民間企業の防災関連技術の活用や、民間主導による防災・減災に関する地域貢献活動など、民間主導の取組の活性化を図ることが重要である。

このような総合的な地域の強靱化の取組は、各分野において多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす可能性を秘めており、取組を強化する必要がある。

4 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進する上で、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災地等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5 取組方針

本市における強靱化を進める上で、取組方針を次のとおり設定する。

(1) 基本方針

- ア 本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討すること
- イ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- ウ 地域活性化等にもつながり、本市の持続的成長の促進に寄与する取組であること

(2) 適切な施策の組合せ

- ア ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- イ 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ウ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。また、公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮すること

(3) 効率的な施策の推進

- ア 市民要望の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること
- イ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ウ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること
- エ 限られた財政の中で、国、県の施策等の積極的な活用を図ること

(4) 個々の特性に応じた施策の推進

- ア 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- イ 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ウ 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること

(5) 国、県、民間事業者等との連携、協働

- ア 強靱化を効果的に進めるため、国、県との周知・連携による情報共有の確保、適切な役割分担に努めること
- イ 本市及び個々の企業における事業継続確保に向けた取組が進むよう留意すること、また、災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携をすること
- ウ 計画の内容が広く市民、民間事業者等に正しく理解され、適切に実行されるよう周知に努めること

第4章 脆弱性の評価

1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画、県強靱化計画では、基本法第 17 条第 1 項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析、評価（以下「脆弱性評価」という。）した結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方法が定められている。

本計画の策定においても、強靱化に関連する市の施策や現状の課題を把握するため、脆弱性について分析、評価を行い、対応方策を検討する。

2 想定する災害

基本計画、県強靱化計画と同じく、大規模自然災害を対象とし、特定する自然災害は、地震（南海トラフ地震等）、豪雨、豪雪、富士山噴火とする。

(1) 地震（南海トラフ地震等）

ア 南海トラフ地震（うち、東海地震）については、発生の切迫性が指摘されており、県内ほぼ全域において、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあり、本市も地震防災対策を推進する必要がある防災対策推進地域に指定されている。

イ 活断層による地震（釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾根丘陵断層地震、糸魚川－静岡構造線地震）については、発生した場合、本市への影響が大きいと予想される。

(2) 豪雨・豪雪

ア 本市の災害の歴史を見ていくと、台風等の豪雨による土砂災害が急傾斜地で起こり、河川の洪水・土砂氾濫を起こし、甚大な被害を被っている。

水害を起こす大雨は、台風と梅雨時期のものが多いが、近年頻発している集中豪雨などによる河川の氾濫、浸水、また低地における内水排除不良による浸水等がある。

イ 豪雪災害については、平成 26 年 2 月の豪雪で、交通網の寸断、孤立集落の発生など、本市の脆弱性を痛感したところである。

(3) 富士山火山噴火

大規模噴火が発生した場合、本市においては噴石や火砕流、溶岩流などによる被害のおそれはないものの、火山灰が広い範囲に堆積することが想定され、市民生活や経済活動に大きな混乱が生じることが懸念される。

(4) その他

また、こうした大規模な自然災害は、同時発生などにより複合災害になることも想定しなければならない。

3 起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性評価は、基本法第 17 条第 3 項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うものとされている。そのため、基本計画や県強靱化計画との調和に留意しつつ、本市の地理的環境等を踏まえ、4 つの基本目標及び事前に備えるべき 6 つの目標を達成するため、その妨げとなる、29 の起きてはならない最悪の事態を次のとおり設定する。

起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (29 事態)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
		1-5	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水、電気、ガス、燃料等、生命にかかわる物質供給の停止
		2-5	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生

3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経済活動の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-3	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電気、ガス、水道、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	燃料供給の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復活できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

4 起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、基本計画や県強靱化計画において設定された施策分野を参考に、本計画では8つの施策分野を設定した。

【施策分野】

- | | |
|--------------|-----------------|
| A：行政機能／防災・消防 | B：住宅・都地域の土地利用 |
| C：保健医療・福祉 | D：教育・文化 |
| E：産業・農業 | F：情報通信・エネルギー・環境 |
| G：国土保全・交通 | H：地域防災 |

5 起きてはならない最悪の事態と施策分野の相関 (マトリクス)

【想定する事態】 1 地震 (南海トラフ地震等)
2 豪雨・豪雪
3 富士山噴火

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (79の事態)	施策分野							起きてはならない最悪の事態 必要な施策の整理
		A 行政機能・防災・消防	B 住宅・都市・土地利用	C 保健医療・福祉	D 教育・文化	E 産業・農業	F 情報通信・エネルギー・環境	G 国土保全・交通	
2 援助・救済活動の迅速な実施とともに、被災者等の健康・避難生活に配慮する。被災者等の最大限の支援を図る。	2-1 消防隊の増強等による消防活動等の総体的な不足	◆消防体制の強化 ◆消防の活動体制の整備 ◆効果的な消防活動のための整備		◆救護物資の受入体制・供給体制 ◆医療救護体制の充実 ◆民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化					◆人材の育成、組織の整備
	2-2 医療施設及び関係者の人的不足、被災、エネルギー供給の途絶による医療機能の確保	◆消防活動の妨げとなる建造物の安全管理 ◆屋外広告物の安全管理 ◆都市計画道路の整備	◆民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化 ◆医療救護体制の充実				◆道路・橋梁の整備		◆民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化 ◆医療救護体制の充実
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理もたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	◆避難所運営マニュアルの策定 ◆避難所機能の充実	◆福祉避難所の整備 ◆健康状態や生活環境の把握	◆避難所機能の充実					◆避難所運営マニュアルの策定 ◆適切な避難行動の周知啓発
	2-4 被災地での食料・飲料水、医薬品、燃料等の供給停止	◆公的備蓄の充実 ◆連携体制の強化	◆民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化		◆民間施設(商業施設及び宿泊施設等)の防災・減災対策の強化 ◆連携体制の強化				◆水道施設の耐震化及び老朽化対策 ◆応急給水体制の強化 ◆道路・橋梁の整備 ◆公的備蓄の充実 ◆個人備蓄の促進 ◆民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化 ◆連携体制の強化
	2-5 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者の発生による混乱	◆連携体制の強化		◆民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化		◆民間施設(商業施設及び宿泊施設等)の防災・減災対策の強化 ◆連携体制の強化			◆連携体制の強化
	2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	◆孤立対策の推進 ◆連携体制の強化				◆情報の収集及び伝達体制の確保 ◆土木等危険箇所対策 ◆連携体制の強化		◆孤立対策の推進 ◆土木等危険箇所対策	
	2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生		◆下水排水体制の整備	◆予防接種の実施 ◆健康状態や生活環境の把握 ◆避難所等における感染症対策の推進 ◆民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化				◆火葬体制などの整備 ◆し尿処理施設等の防災対策 ◆災害時のトイレ対策	◆避難所等における感染症対策の推進 ◆個人備蓄の促進 ◆避難所運営マニュアルの策定 ◆民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化 ◆予防接種の実施 ◆健康状態や生活環境の把握 ◆火葬体制などの整備 ◆下水排水体制の整備 ◆し尿処理施設等の防災対策 ◆災害時のトイレ対策
3 必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1 被災による警察機能的な行政機能の低下、治安の悪化、社会の混乱	◆連携体制の強化						◆連携体制の強化	
	3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	◆防災拠点機能としての機能の向上 ◆業務継続体制の強化 ◆受援体制の整備						◆防災拠点としての機能の向上 ◆業務継続体制の強化 ◆受援体制の整備	

5 起きてはならない最悪の事態と施策分野の相関（マトリクス）

【想定する事態】

- 1 地震（南海トラフ地震等）
- 2 豪雨・豪雪
- 3 高山山噴火

事前に備えるべき目録	施策分野							
	A 行政機能・防災・消防	B 住宅・都市・土地利用	C 保健医療・福祉	D 教育・文化	E 産業・農業	F 情報通信・エネルギー・環勢	G 国土保全・交通	H 地域防災
4 防災活動に際しては、必要に応じて、関係機関・団体との連携を図る。	<p>起きている最悪の事態</p> <p>サイバー攻撃による情報の漏えい</p> <p>企業・市民生活者による経済活動の停滞</p>	<p>サイバー攻撃による情報の漏えい</p> <p>企業・市民生活者による経済活動の停滞</p>			<p>民間施設（商業施設及び宿泊施設等）の防災・減災対策の強化</p> <p>民間施設（病院及び福祉施設等）の防災・減災対策の強化</p>	<p>民間施設（商業施設及び宿泊施設等）の防災・減災対策の強化</p> <p>民間施設（病院及び福祉施設等）の防災・減災対策の強化</p>	<p>民間施設（商業施設及び宿泊施設等）の防災・減災対策の強化</p> <p>民間施設（病院及び福祉施設等）の防災・減災対策の強化</p>	<p>民間施設（商業施設及び宿泊施設等）の防災・減災対策の強化</p> <p>民間施設（病院及び福祉施設等）の防災・減災対策の強化</p>
5 情報通信、ガス、電気、水道、燃焼体燃料、交通機関、交通機関の停止による影響を最小限にとどめ、早期に復旧させる	<p>サイバー攻撃による情報の漏えい</p> <p>企業・市民生活者による経済活動の停滞</p>	<p>サイバー攻撃による情報の漏えい</p> <p>企業・市民生活者による経済活動の停滞</p>			<p>民間施設（商業施設及び宿泊施設等）の防災・減災対策の強化</p> <p>民間施設（病院及び福祉施設等）の防災・減災対策の強化</p>	<p>民間施設（商業施設及び宿泊施設等）の防災・減災対策の強化</p> <p>民間施設（病院及び福祉施設等）の防災・減災対策の強化</p>	<p>民間施設（商業施設及び宿泊施設等）の防災・減災対策の強化</p> <p>民間施設（病院及び福祉施設等）の防災・減災対策の強化</p>	<p>民間施設（商業施設及び宿泊施設等）の防災・減災対策の強化</p> <p>民間施設（病院及び福祉施設等）の防災・減災対策の強化</p>

6 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

29 項目の起きてはならない最悪の事態に関して、本市が実施している関連施策の進捗状況や課題等から、起きてはならない最悪の事態の回避に必要な事項等について分析・評価を行った。

事前に備えるべき目標	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	
<p>1-1-1 市有施設の安全性の確保</p> <p>(1)老朽化した施設の安全性を確保するため、庁舎等を総合的かつ計画的に管理し、適切に維持、保全をしていく必要がある。</p> <p>(2)市営住宅入居者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、計画的な修繕や改修による長寿命化を図り、市営住宅の安全性や居住性を高める必要がある。</p> <p>(3)学校並びに社会教育及び社会体育施設など避難所として指定されている施設については、安全点検を定期的に行うとともに、計画的な修繕や改修による長寿命化等により安全性を確保する必要がある。</p>	
<p>1-1-2 木造住宅の耐震化</p> <p>(1)木造住宅の更なる耐震化の促進を図るとともに、天井や外壁、窓ガラス等、非構造部材の安全対策の啓発を行う必要がある。</p>	
<p>1-1-3 民間施設の防災・減災対策の強化</p> <p>(1)商業施設、宿泊施設、病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、あらゆる機会を活用して、耐震化などの防災・減災対策の強化を促進する必要がある。</p>	
<p>1-1-4 情報の収集及び伝達体制の確保</p> <p>(1)市民等への情報伝達手段として、防災行政無線、防災アプリ、Lアラート、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNSの活用等、あらゆる方法や媒体を活用し、正確な情報発信を行う必要がある。</p>	
<p>1-1-5 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策</p> <p>(1)管理が不十分な老朽空き家等については、災害発生時の倒壊等による人的被害が発生する可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者等に対する適正管理の指導を進める必要がある。</p>	

(2)災害発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀については、人的被害をもたらす可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者に対する除却や適正管理の指導を進める必要がある。

1-1-6 屋外広告物の安全管理

(1)店舗の看板や広告幕等の落下又は倒壊による被害を防止するため、安全管理についての啓発を図る必要がある。

1-1-7 通学路の安全確保

(1)児童生徒の通学路について、災害発生時に、屋根材や看板の落下、家屋やブロック塀の倒壊などの危険性があるか、学校、地域、関係機関が協力して点検を行い、通学路の安全確保を行う必要がある。

1-1-8 適切な避難行動の周知啓発

- (1)状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る必要がある。
- (2)災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「マイタイムライン」の策定を促進する必要がある。
- (3)親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「マイタイムライン」を、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する必要がある。
- (4)近隣住民の声掛けなどにより、共に支えあいながら行動ができるよう、防災教育や研修等により共助について啓発を図る必要がある。

1-1-9 避難行動要支援者台帳の整備

(1)避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める必要がある。

1-1-10 個別避難計画の作成

(1)一人で避難することが困難な避難行動要支援者について、発災時、または発災の恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難ができるようにするため、ひとり一人の避難場所や避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画を作成する必要がある。

1-1-11 市民参加型の防災訓練の実施

(1)市民、事業所、市職員等の災害時の対応能力を高めるため、行政と関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。

1-1-12 効果的な消防活動のための整備

- (1) 災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る必要がある。
- (2) 大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
---------------------------	---

脆弱性評価結果

1-2-1 市有施設の安全性の確保

- (1) 老朽化した施設の安全性を確保するため、庁舎等を総合的かつ計画的に管理し、適切に維持、保全をしていく必要がある。

1-2-2 火災予防の啓発

- (1) 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促すとともに、通電火災を防ぐための漏電ブレーカーの設置などの火災予防の啓発を行う必要がある。
- (2) 宿泊施設や飲食店、福祉施設などの防火対象物に対する立入検査を引き続き実施し、防火及び防災管理体制の強化を促進する必要がある。

1-2-3 情報の収集及び伝達体制の確保(再掲 1-1-4)

- (1) 市民等への情報伝達手段として、防災行政無線、防災アプリ、Lアラート、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNSの活用等、あらゆる方法や媒体を活用し、正確な情報発信を行う必要がある。

1-2-3 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策(再掲 1-1-5)

- (1) 管理が不十分な老朽空き家等については、災害発生時の倒壊等による人的被害が発生する可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者等に対する適正管理の指導を進める必要がある。
- (2) 災害発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀については、人的被害をもたらす可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者に対する除却や適正管理の指導を進める必要がある。

1-2-5 適切な避難行動の周知啓発(再掲 1-1-8)

- (1)状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る必要がある。
- (2)災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「マイタイムライン」の策定を促進する必要がある。
- (3)親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「マイタイムライン」を、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する必要がある。
- (4)近隣住民の声掛けなどにより、共に支えあいながら行動ができるよう、防災教育や研修等により共助について啓発を図る必要がある。

1-2-6 避難行動要支援者台帳の整備(再掲 1-1-9)

- (1)避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める必要がある。

1-2-7 個別避難計画の作成(再掲 1-1-10)

- (1)一人で避難することが困難な避難行動要支援者について、発災時、または発災の恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難ができるようにするため、ひとり一人の避難場所や避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画を作成する。

1-2-8 消防団の活動体制の整備

- (1)消防団の将来を見据え、適正な団員数、組織体制、施設及び設備を総合的に整備する必要がある。
- (2)迅速な初期消火が行えるよう、平時から消防水利の点検等を行い、必要に応じて修繕や更新を行いつつ、水利が確保できない地域へ消火栓や防火水槽の整備を行う必要がある。

1-2-9 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3)

- (1)事業者等に対し、従業員や施設利用者の避難路の確保、避難行動のマニュアル化、要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者)及び外国人への対応方法など、自主的な防災体制の整備を促進する必要がある。

1-2-10 市民参加型の防災訓練の実施(再掲 1-1-11)

- (1)市民、事業所、市職員等の災害時の対応能力を高めるため、行政と関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。

1-2-11 効果的な消防活動のための整備(再掲 1-1-12)

- (1)災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに

消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る必要がある。

(2)大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る必要がある。

1-2-12 都市計画道路の整備

(1)都市計画道路のもつ、都市の骨格という機能と災害時の避難経路という機能を十分に生かした上で、整備を図る必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
---------------------------	---

脆弱性評価結果

1-3-1 河川整備の推進

(1)豪雨等による市街地等への浸水を防止するため、国及び県と連携し、河川改修を推進する必要がある。

1-3-2 堤防等の異常箇所早期発見及び復旧

(1)大規模地震や豪雨が発生した時においても、その機能が十分に発揮できるよう、平常時から河川堤防のパトロールを実施し、異常箇所の早期発見に努める必要がある。

(2)災害による損傷箇所について、国や県、関係機関などと協力し早期復旧を図る必要がある。

1-3-3 河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策

(1)河川や水路施設等がその機能を確実に発揮できるよう、計画的に必要な改修等を実施し、維持及び長寿命化を図る必要がある。

(2)浸水のおそれのある地域における調整池などの施設について、その機能が十分に発揮できるよう適切な維持管理を行う必要がある。

1-3-4 ため池の老朽化、耐震化対策

(1)農業用のため池については、決壊による被害を防ぐため、老朽化、耐震化対策による整備を促進する必要がある。

1-3-5 市有施設の安全性の確保

(1)老朽化した施設の安全性を確保するため、庁舎等を総合的かつ計画的に管理し、適切に維持、保全をしていく必要がある。

1-3-6 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9)

- (1) 要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を促進する必要がある。
- (2) 事業者等に対し、従業員や施設利用者の避難路の確保、避難行動のマニュアル化、要配慮者及び外国人への対応方法など、自主的な防災体制の整備を促進する必要がある。

1-3-7 情報の収集及び伝達体制の確保(再掲 1-1-4、1-2-3)

- (1) 集中豪雨等による災害発生の危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線や防災アプリ、Lアラート、市ホームページ等による広報に努める必要がある。
- (2) 災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する必要がある。

1-3-8 適切な避難行動の周知啓発(再掲 1-1-8、1-2-5)

- (1) 状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る必要がある。
- (2) 災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「マイタイムライン」の策定を促進する必要がある。
- (3) 親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「マイタイムライン」を、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する必要がある。
- (4) 近隣住民の声掛けなどにより、共に支えあいながら行動ができるよう、防災教育や研修等により共助について啓発を図る必要がある。

1-3-9 避難行動要支援者台帳の整備(再掲 1-1-9、1-2-6)

- (1) 避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める必要がある。

1-3-10 個別避難計画の作成(再掲 1-1-10、1-2-7)

- (1) 一人で避難することが困難な避難行動要支援者について、発災時、または発災の恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難ができるようにするため、ひとり一人の避難場所や避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画を作成する必要がある。

1-3-11 効果的な消防活動のための整備(再掲 1-1-12、1-2-11)

- (1) 災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る必要がある。
- (2) 大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る必要がある。

1-3-12 市民参加型の防災訓練の実施(再掲 1-1-11、1-2-10)

- (1)市民、事業所、市職員等の災害時の対応能力を高めるため、行政と関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
-------------------	---

脆弱性評価結果

1-4-1 治山事業等による土砂災害対策

- (1)豪雨や地震による林地等の崩壊や災害発生後の農地の荒廃を防ぐため、県等と連携し、平常時から治山事業を推進する必要がある。
- (2)人命及び財産を守るため、県等と連携して砂防施設等の整備を行い、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

1-4-2 道路・橋梁の整備

- (1)道路法面の落石・崩壊による被害を防ぐため、必要に応じて法面の保護工事を行う必要がある。
- (2)代替輸送路や地域における避難路を確保するため、市道や農道、林道等の整備、保全対策を講じる必要がある。

1-4-3 河川整備の推進(再掲 1-3-1)

- (1)豪雨等による市街地等への浸水を防止するため、国及び県と連携し、河川改修を促進する必要がある。

1-4-4 河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策(再掲 1-3-3)

- (1)河川や水路施設等がその機能を確実に発揮できるよう、計画的に必要な改修等を実施し、維持及び長寿命化を図る必要がある。
- (2)浸水のおそれのある地域における調整池などの施設について、その機能が十分に発揮できるよう適切な維持管理を行う必要がある。

1-4-5 農業振興による災害対策

- (1)鳥獣による農林業被害が増加すると、農地や森林の機能が低下し、土砂災害等の被害が拡大しやすくなることから、鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。
- (2)耕作放棄地の増加は、農地の機能が低下し土砂災害等の被害が拡大しやすくなるとともに、被災後の復旧に影響を及ぼすことから、農地の集約など耕作放棄地の解消を促進する必要がある。

1-4-6 森林の適切な管理

(1) 森林を健全な状態で維持するために、平常時から、森林病虫害の駆除や林野火災防止に努め、森林の適切な管理を促進する必要がある。

1-4-7 ため池の老朽化、耐震化対策(再掲 1-3-4)

(1) 農業用のため池については、決壊による被害を防ぐため、老朽化、耐震化対策による整備を促進する必要がある。

1-4-8 情報の収集及び伝達体制の確保(再掲 1-1-4、1-2-3、1-3-7)

- (1) 土砂災害発生の危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線や防災アプリ、Lアラート、市ホームページ等による広報に努める必要がある。
- (2) 災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する必要がある。

1-4-9 適切な避難行動の周知啓発(再掲 1-1-8、1-2-5、1-3-8)

- (1) 状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る必要がある。
- (2) 災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「マイタイムライン」の策定を促進する必要がある。
- (3) 親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「マイタイムライン」を、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する必要がある。

1-4-10 避難行動要支援者台帳の整備(再掲 1-1-9、1-2-6、1-3-9)

(1) 避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める必要がある。

1-4-11 個別避難計画の作成(再掲 1-1-10、1-2-7、1-3-10)

(1) 一人で避難することが困難な避難行動要支援者について、発災時、または発災の恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難ができるようにするため、ひとり一人の避難場所や避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画を作成する。

1-4-12 効果的な消防活動のための整備(再掲 1-1-12、1-2-11、1-3-11)

- (1) 災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る必要がある。
- (2) 大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る必要がある。

1-4-13 市民参加型の防災訓練の実施(再掲 1-1-11、1-2-10、1-3-12)

(1)市民、事業所、市職員等の災害時の対応能力を高めるため、行政と関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。

起きてはならない
最悪の事態

1-5 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価結果

1-5-1 情報の収集及び伝達体制の確保(再掲 1-1-4、1-2-3、1-3-7、1-4-8)

- (1)土砂災害発生の危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線や防災アプリ、Lアラート、市ホームページ等による広報に努める必要がある。
- (2)災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する必要がある。

1-5-2 適切な避難行動の周知啓発(再掲 1-1-8、1-2-5、1-3-8、1-4-9)

- (1)状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る必要がある。
- (2)災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「マイタイムライン」の策定を促進する必要がある。
- (3)親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「マイタイムライン」を、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する必要がある。

1-5-3 避難行動要支援者台帳の整備(再掲 1-1-9、1-2-6、1-3-9、1-4-10)

- (1)避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める必要がある。

1-5-4 個別避難計画の作成(再掲 1-1-10、1-2-7、1-3-10、1-4-11)

- (1)一人で避難することが困難な避難行動要支援者について、発災時、または発災の恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難ができるようにするため、ひとり一人の避難場所や避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画を作成する。

1-5-5 効果的な消防活動のための整備(再掲 1-1-12、1-2-11、1-3-11、1-4-12)

- (1)災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る必要がある。
- (2)大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る必要がある。

1-5-6 市民参加型の防災訓練の実施(再掲 1-1-11、1-2-10、1-3-12、1-4-13)

(1)市民、事業所、市職員等の災害時の対応能力を高めるため、行政と関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく必要がある。

起きてはならない
最悪の事態

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価結果

1-6-1 連携体制の強化

- (1)自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る必要がある。
- (2)食料や飲料水等、生命に関わる物資の供給体制の更なる充実を図るため、事業者等と新たな災害協定の締結などを検討するとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練実施による関係強化を図る必要がある。
- (3)国の機関や他自治体などからの人的、物的支援に対する受入及び活動の拠点を選定しておく必要がある。

1-6-2 情報の収集及び伝達体制の確保(再掲 1-1-4、1-2-3、1-3-7、1-4-8、1-5-1)

- (1)土砂災害発生の危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線や防災アプリ、Lアラート、市ホームページ等による広報に努める必要がある。
- (2)災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する必要がある。

1-6-3 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策(再掲 1-1-5、1-2-3)

- (1)管理が不十分な老朽空き家等については、災害発生時の倒壊等による人的被害が発生する可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者等に対する適正管理の指導を進める必要がある。
- (2)災害発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀については、人的被害をもたらす可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者に対する除却や適正管理の指導を進める必要がある。

1-6-4 屋外広告物の安全管理(再掲 1-1-6)

- (1)店舗の看板や広告幕等の落下又は倒壊による被害を防止するため、安全管理についての啓発を図る必要がある。

1-6-5 孤立対策の推進

- (1) 孤立が予想される地域に対しては、平常時から世帯情報、連絡手段等の把握に努め、台帳や地図情報として整備し、行政区及び自主防災組織と情報共有を図る必要がある。
- (2) 孤立した場合でも、一定期間生活が維持できるよう、食料や医薬品など個人での備蓄や近隣住民による共有備蓄の促進を図る必要がある。
- (3) 孤立した場合でも、物資の供給が途絶えることのないよう、物資を届ける手段について検討する必要がある。

1-6-6 適切な避難行動の周知啓発(再掲 1-1-8、1-2-5、1-3-8、1-4-9、1-5-2)

- (1) 状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る必要がある。
- (2) 災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「マイタイムライン」の策定を促進する必要がある。
- (3) 親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「マイタイムライン」を、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する必要がある。

1-6-7 避難行動要支援者台帳の整備(再掲 1-1-9、1-2-6、1-3-9、1-4-10、1-5-3)

- (1) 避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める必要がある。

1-6-8 個別避難計画の作成(再掲 1-1-10、1-2-7、1-3-10、1-4-11、1-5-4)

- (1) 一人で避難することが困難な避難行動要支援者について、発災時、または発災の恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難ができるようにするため、ひとり一人の避難場所や避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画を作成する。

1-6-9 効果的な消防活動のための整備(再掲 1-1-12、1-2-11、1-3-11、1-4-12、1-5-5)

- (1) 災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る必要がある。
- (2) 大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る必要がある。

1-6-10 地域の除雪体制の構築

- (1) 自力による除雪が困難な世帯に対し、日常生活に必要な通路や緊急時における避難路を確保するため、行政区をはじめとした各種団体による組織的な除雪の協力体制を構築する必要がある。

(2)消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防車庫等の除雪を行うよう啓発する。

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p>
<p>起きてはならない最悪の事態</p>	<p>2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>
<p style="text-align: center;">脆弱性評価結果</p>	
<p>2-1-1 援護物資の受入体制・供給体制の整備</p> <p>(1) 医療救護所の開設に備え、平常時から医薬品及び保健衛生用資機材等の備蓄に努めるとともに、県及び関係機関等と連携し、援護物資の受入体制及び避難所等への供給体制を整備する必要がある。</p> <p>2-1-2 医療救護体制の充実</p> <p>(1)災害時に必要となる医療機能が提供できるよう、関係機関と連携し、医療救護体制の充実を図る必要がある。</p> <p>(2)高血圧や糖尿病等慢性疾患患者への治療が継続的に行えるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。</p> <p>(3)災害時にも迅速な救急対応ができるよう、平常時から救急車の適正利用を呼び掛けるとともに、知識、技能を備えた救急隊員の育成を図る必要がある。</p> <p>(4)災害時に円滑な救護活動が行えるよう、自主防災組織等に対し、応急手当の普及を図るなど、関係機関や市民と連携した訓練の実施について検討する必要がある。</p> <p>2-1-3 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9、1-3-6)</p> <p>(1)病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、あらゆる機会を活用して、耐震化などの防災・減災対策の強化を促進する必要がある。</p> <p>(2)病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設における非常用電源設備の整備を促進する必要がある。</p> <p>2-1-4 連携体制の強化(再掲 1-6-1)</p> <p>(1)自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る。</p> <p>2-1-5 消防団の活動体制の整備(再掲 1-2-8)</p> <p>(1)消防団の将来を見据え、適正な団員数、組織体制、施設及び設備を総合的に整備する</p>	

必要がある。

- (2) 迅速な初期消火が行えるよう、平時から消防水利の点検等を行い、必要に応じて修繕や更新を行いつつ、水利が確保できない地域へ消火栓や防火水槽を整備する必要がある。

2-1-6 人材の育成、組織の整備

- (1) 災害時において、応急処置や救出、救護等に対応可能な知識、技能を持った人材の確保、協力が重要であることから、地域における人材を育成し、自主防災組織等の強化を図る必要がある。
- (2) 高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の災害対応力の向上を図る必要がある。

2-1-7 効果的な消防活動のための整備(再掲 1-1-12、1-2-11、1-3-11、1-4-12、1-5-5、1-6-9)

- (1) 災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る必要がある。
- (2) 大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
脆弱性評価結果	
<p>2-2-1 道路・橋梁の整備(再掲 1-4-2)</p> <p>(1) 避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないように、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく必要がある。</p> <p>(2) 橋梁が損壊した場合、救助救出活動や避難に支障が生じるだけでなく、復旧にも時間がかかることになることから、橋梁の計画的な耐震化、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>(3) 災害時の救助救出活動や避難、緊急車両の通行等に支障が生じないように、狭あい道路の整備を進める必要がある。</p> <p>(4) 防災拠点を結ぶ緊急輸送道路などでは、橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策などの整備を進める必要がある。</p> <p>2-2-2 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9、1-3-6、2-1-3)</p> <p>(1) 病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、あらゆる機会を活用して、耐震化などの防災・減災対策の強化を促進する必要がある。</p> <p>(2) 病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設における非常用電源設備の整備を促進する必要がある。</p>	

<p>2-2-3 医療救護体制の充実(再掲 2-1-2)</p> <p>(1)災害時に必要となる医療機能が提供できるよう、関係機関と連携し、医療救護体制の充実を図る必要がある。</p> <p>2-2-4 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策(再掲 1-1-5、1-2-3、1-6-3)</p> <p>(1)管理が不十分な老朽空き家等については、災害発生時の倒壊等による人的被害が発生する可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者等に対する適正管理の指導を進める必要がある。</p> <p>(2)災害発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀については、人的被害をもたらす可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者に対する除却や適正管理の指導を進める必要がある。</p> <p>2-2-5 屋外広告物の安全管理(再掲 1-1-6、1-6-4)</p> <p>(1)店舗の看板や広告幕等の落下又は倒壊による道路の途絶を防止するため、安全管理についての啓発を図る必要がある。</p> <p>2-2-6 都市計画道路の整備(再掲 1-2-12)</p> <p>(1)都市計画道路のもつ、都市の骨格という機能と災害時の避難経路という機能を十分に生かした上で、整備を図る必要がある。</p>
--

起きてはならない 最悪の事態	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
脆弱性評価結果	
<p>2-3-1 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>(1)避難所を適切に運営するため、各避難所に適した運営マニュアルの策定を進める必要がある。</p> <p>2-3-2 避難所機能の充実</p> <p>(1)避難所の機能の強化及び質の向上を図るため、設備等の充実を図るとともに備蓄品の適切な更新や維持管理に努める。</p> <p>2-3-3 健康状態や生活環境の把握</p> <p>(1)健康相談等ができる相談窓口の設置や避難所及び応急仮設住宅で生活している避難者の巡回を行うなど、被災者の健康状態や生活環境を把握する体制を整備する。</p> <p>2-3-4 福祉避難所の整備</p> <p>(1)高齢者、障がい者及び児童などが利用する福祉施設等を福祉避難場所として利用できる</p>	

よう、協定締結や連携強化を図る。

(2)災害時に要配慮者が一時的に被災していない遠隔地に避難できるよう、災害時相互応援協定の見直しや、新たな協定締結について検討する。

(3)要配慮者、女性及び妊産婦等が安心して生活できるよう、プライバシーに配慮した避難所運営マニュアルを策定する。

2-3-5 適切な避難行動の周知啓発(再掲 1-1-8、1-2-5、1-3-8、1-4-9、1-5-2、1-6-6)

(1)災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「マイタイムライン」の策定を促進する必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	2-4 被災地での食料・飲料水、電気、ガス、燃料等、生命にかかわる物資供給の停止
脆弱性評価結果	
<p>【受援体制の整備】</p> <p>2-4-1 水道施設の耐震化及び老朽化対策</p> <p>(1)飲料水の確保と施設の被害を最小化するため、水道施設の計画的な耐震化を推進する。</p> <p>(2)水道施設や配水管は経年による劣化が進んでいることから、計画的に更新し、給水の安定化を図る。</p> <p>2-4-2 応急給水体制の強化</p> <p>(1)給水車両の整備を図るとともに、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣自治体や関係機関等と協力し、迅速かつ的確に対応できるよう、協力体制の整備及び強化を図る。</p> <p>2-4-3 道路・橋梁の整備(再掲 1-4-2、2-2-1)</p> <p>(1)物資の供給等に支障が生じないように、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく必要がある。</p> <p>(2)橋梁が損壊することで、物資の供給に支障が生じないように、橋梁の計画的な耐震化、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>(3)物資の供給に支障が生じないように、狭あい道路の整備を進める必要がある。</p> <p>2-4-4 公的備蓄の充実</p> <p>(1)備蓄箇所、備蓄数などを必要に応じて見直し、備蓄倉庫の新設、維持管理や定期的かつ効率的な備蓄品の更新を進める必要がある。</p> <p>(2)高齢者、障がい者、乳幼児などの災害時要配慮者及び性別によるニーズの違いなどに配慮した生活必需品等の備蓄を進める必要がある。</p>	

(3)建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失、また、道路の寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、分散備蓄体制の整備を推進する。

2-4-5 個人備蓄の促進

- (1)各家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。
- (2)一般家庭においては、ポータブル発電機や電気自動車等の活用、蓄電システムの導入などを促進する必要がある。

2-4-6 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9、1-3-6、2-1-3、2-2-2)

- (1)病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設における非常用電源設備の整備を促進する必要がある。
- (2)病院及び福祉施設等における、入院患者や施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する必要がある。

2-4-7 連携体制の強化(再掲 1-6-1、2-1-4)

- (1)食料や飲料水等、生命に関わる物資の供給体制の更なる充実を図るため、事業者等と新たな災害協定の締結などを検討するとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練実施による関係強化を図る必要がある。

起きてはならない最悪の事態	2-5 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者の発生による混乱
脆弱性評価結果	
2-5-1 連携体制の強化(再掲 1-6-1、2-1-4、2-4-7)	
<ul style="list-style-type: none">(1)公共交通機関等が停止した場合に備え、帰宅困難者への情報提供や連絡体制の整備、帰宅困難者向けの避難所の開設、代替輸送手段の確保など、県及び公共交通機関等と連携し、帰宅困難者対策の整備を図る必要がある。(2)災害による交通障害が長期化する場合、大量かつ長期の帰宅困難者が発生することから、飲食物や燃料等の提供が行えるよう、事業者等と連携し、提供体制の整備を図る必要がある。	
2-5-2 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9、1-3-6、2-1-3、2-2-2、2-5-6)	
<ul style="list-style-type: none">(1)宿泊事業者等に対し、従業員や施設利用者の避難行動のマニュアル化、要配慮者及び外国人への対応方法など、自主的な防災体制の整備を促進する。	

(2) 宿泊事業者等に対し、施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する必要がある。

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>
<p style="text-align: center;">脆弱性評価結果</p>	
<p>2-6-1 孤立対策の推進(再掲 1-6-5)</p>	
<p>(1) 孤立が予想される地域に対しては、平常時から世帯情報、連絡手段等の把握に努め、台帳や地図情報として整備し、行政区及び自主防災組織と情報共有を図る必要がある。</p> <p>(2) 孤立した場合でも、一定期間生活が維持できるよう、食料や医薬品など個人での備蓄や近隣住民による共有備蓄の促進を図る必要がある。</p> <p>(3) 孤立した場合でも、物資の供給が途絶えることのないよう、物資を届ける手段について検討する必要がある。</p>	
<p>2-6-2 情報の収集及び伝達体制の確保(再掲 1-1-4、1-2-3、1-3-7、1-4-8、1-5-1、1-6-2)</p>	
<p>(1) 土砂災害発生の危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線や防災アプリ、Lアラート、市ホームページ等による広報に努める必要がある。</p> <p>(2) 災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する必要がある。</p>	
<p>2-6-3 道路・橋梁の整備(再掲 1-4-2、2-2-1)</p>	
<p>(1) 災害発生時には、道路の寸断により孤立地域が発生するおそれがあるため、道路の危険箇所の調査を行い、防災・減災対策を講じる必要がある。</p>	
<p>2-6-4 倒木等危険箇所対策</p>	
<p>(1) 災害時の倒木等による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、電力会社、関係機関、市民等との連携により、倒木等危険箇所の把握と樹木の伐採等の対策に努める。</p>	
<p>2-6-5 連携体制の強化(再掲 1-6-1、2-1-4、2-4-7、2-5-1)</p>	
<p>(1) 自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る</p>	

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>2-7 大規模自然災害と感染症との同時発生</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>2-7-1 公的備蓄の充実（再掲 2-4-4）</p> <p>(1)備蓄箇所、備蓄数などを必要に応じて見直し、備蓄倉庫の新設、維持管理や定期的かつ効率的な備蓄品の更新を進める必要がある。</p> <p>(2)被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、衛生用品や感染症対策用品等の備蓄を進める必要がある。</p> <p>2-7-2 避難所等における感染症対策の推進</p> <p>(1)避難者の感染症による集団感染を防止するため、笛吹市新型インフルエンザ等行動計画に基づき、平時から感染症対策用品を避難所等に準備し集団感染対策を行う必要がある。</p> <p>2-7-3 個人備蓄の促進(再掲 2-4-5)</p> <p>(1)被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、うがい薬やマスク、手指消毒液、災害用トイレ等、個人備蓄の促進に取り組む必要がある。</p> <p>2-7-4 避難所運営マニュアルの策定(再掲 2-3-1)</p> <p>(1)避難所を適切に運営するため、各避難所に適した運営マニュアルの策定を進める必要がある。</p> <p>(2)避難所における感染症の拡大を防止するため、適切な距離を保った居住スペース及び感染疑いのある避難者専用のスペースを確保する必要がある。</p> <p>2-7-5 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9、1-3-6、2-1-3、2-2-2、2-5-6、2-5-2)</p> <p>(1)病院及び福祉施設等における、入院患者や施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する必要がある。</p> <p>(2) 宿泊事業者等に対し、施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する必要がある。</p> <p>2-7-6 予防接種の実施</p> <p>(1)感染症の発生と拡大を防止するため、平常時から予防接種を推進するとともに、必要に応じて予防接種法に基づく臨時予防接種が実施できるよう、県及び関係機関との連絡体制の構築を図る必要がある。</p>	

2-7-7 健康状態や生活環境の把握(再掲 2-3-3)

(1)健康相談等ができる相談窓口の設置や避難所及び応急仮設住宅で生活している避難者の巡回を行うなど、被災者の健康状態や生活環境を把握する体制を整備する必要がある。

2-7-8 火葬体制などの整備

(1)大規模災害による多数の死者の発生を想定し、遺体安置及び火葬などについて広域的な相互支援体制の整備や葬祭関係団体との連携などを図る必要がある。

2-7-9 下水排水体制の整備

(1)衛生的な環境を維持するためには、下水道施設（農業集落排水施設を含む）が機能することが重要であることから、下水道ストックマネジメント（施設管理）計画に基づき、施設の点検、調査、修繕、改築を行い、安全性を確保する必要がある。

(2)下水道業務継続計画(BCP)の計画的な見直し及び関係機関との協定締結等により、下水道施設の早期復旧ができるよう復旧体制の整備に努める必要がある。

(3)浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽未整備の場合は、設置を促進する必要がある。

2-7-10 し尿処理施設の防災対策

(1)施設が被災し、し尿処理に支障をきたすことのないよう、施設や設備の計画的な更新を行うとともに、災害時におけるし尿の運搬と処理体制、代替施設の検討などを進める必要がある。

2-7-11 災害時のトイレ対策

(1)災害時にトイレが不足する事態に備え、仮設トイレの確保や災害用マンホールトイレの整備、災害用トイレの備蓄を進めるとともに、トイレカーの導入などについても研究する必要がある。

事前に備えるべき目標	3 必要不可欠な行政機能を確保する
起きてはならない最悪の事態	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
脆弱性評価結果	
<p>3-1-1 連携体制の強化(再掲 1-6-1、2-1-4、2-4-7、2-5-1、2-7-5)</p> <p>(1)国の機関などからの人的支援に対する受入及び活動の拠点を選定しておく必要がある。</p> <p>3-1-2 地域コミュニティの強化</p> <p>(1)災害発生後の治安の悪化を防ぐため、住民による犯罪抑止の見守りなどが行われるよう、自主防災組織に対して啓発を行う。</p>	

起きてはならない最悪の事態	3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
脆弱性評価結果	
<p>3-2-1 防災拠点としての機能の向上</p> <p>(1)市役所本庁舎及び支所等は、災害時における対応拠点として極めて重要な施設であることから、建物の耐震性の強化や、非常用電源設備の整備、拡充など、防災機能の向上を図る必要がある。</p> <p>(2)庁舎が被災したとしても市が保有する重要データを守れるよう、民間設備の活用等を進める必要がある。</p> <p>(3)災害により一部の回線が切れても、別ルートでの回線を確保できるよう、情報通信ネットワークの冗長化を維持する必要がある。</p> <p>3-2-2 業務継続体制の強化</p> <p>(1)業務継続計画(BCP)に基づく、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、業務継続体制の強化を図る必要がある。</p> <p>(2)災害発生時に職員自身やその家族が自らの安全を確保した上で、職員が速やかに登庁できるよう、研修等により、職員の防災意識の向上及び対応能力の向上を図る必要がある。</p> <p>(3)情報通信環境の機能停止を回避するため、ICT 部門の業務継続計画(ICT - BCP)の継続的な見直しを行う必要がある。</p>	

3-2-3 受援体制の整備

- (1)協定を締結した自治体などと平常時から情報交換や訓練等を行い、関係強化に努める必要がある。
- (2)多くの職員が被災し人員不足に陥った場合や災害対応などが長期化する場合に備え、受援体制を構築し、人員を確保する必要がある。
- (3)他自治体などからの応援職員が円滑に応急対応業務を行えるよう、マニュアル等の整備、適切な見直しを図る必要がある。

事前に 備えるべき目標	4 経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない 最悪の事態	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経済活動の停滞
脆弱性評価結果	
4-1-1 道路・橋梁の整備(再掲 1-4-2、2-2-1-2-7-3) <ul style="list-style-type: none"> (1)避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないように、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく必要がある。 (2)橋梁が損壊した場合、救助救出活動や避難に支障が生じるだけでなく、復旧にも時間がかかることになることから、橋梁の計画的な耐震化、長寿命化を図る必要がある。 	
4-1-2 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9、1-3-6、2-1-3、2-2-2、2-5-6、2-5-2、2-7-5) <ul style="list-style-type: none"> (1)サプライチェーンの維持のため、事業者等に対し業務継続計画(BCP)の策定を促進する必要がある。 	
4-1-3 産業振興による災害対策 <ul style="list-style-type: none"> (1)災害後に市内経済を迅速に復興するため、平時から、本社、工場などの企業誘致やサテライトオフィスの誘致などの企業誘致を行うとともに、市内産業の振興を図る必要がある。 	

起きてはならない 最悪の事態	4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への 甚大な影響
脆弱性評価結果	
<p>4-2-1 連携体制の強化(再掲 1-6-1、2-1-4、2-4-7、2-5-1、2-7-5、3-1-1)</p> <p>(1)食料や飲料水等、生命に関わる物資の供給体制の更なる充実を図るため、事業者等と新たな災害協定の締結などを検討するとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練実施による関係強化を図る必要がある。</p> <p>4-2-2 公的備蓄の充実 (再掲 2-4-4、2-7-1)</p> <p>(1)備蓄箇所、備蓄数などを必要に応じて見直し、備蓄倉庫の新設や定期的かつ効率的な備蓄品の更新を進める必要がある。</p> <p>(2)高齢者、障がい者、乳幼児などの災害時要配慮者及び性別によるニーズの違いなどに配慮した生活必需品等の備蓄を進める必要がある。</p> <p>(3)建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失、また、道路の寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、分散備蓄体制の整備を推進する必要がある。</p> <p>4-2-3 個人備蓄の促進(再掲 2-4-5、2-7-3)</p> <p>(1)各家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。</p> <p>4-2-4 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9、1-3-6、2-1-3、2-2-2、2-5-6、2-5-2、2-7-5、4-1-2)</p> <p>(1)病院及び福祉施設等における、入院患者や施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する必要がある。</p> <p>(2)事業所等での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。</p>	

起きてはならない 最悪の事態	4-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な 影響
脆弱性評価結果	
<p>4-3-1 連携体制の強化(再掲 1-6-1、2-1-4、2-4-7、2-5-1、2-7-5、3-1-1、4-2-1)</p> <p>(1)食料や飲料水等、生命に関わる物資の供給体制の更なる充実を図るため、事業者等と新たな災害協定の締結などを検討するとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練実施による関係強化を図る必要がある。</p> <p>4-3-2 公的備蓄の充実 (再掲 2-4-4、2-7-1、4-2-2)</p> <p>(1)備蓄箇所、備蓄数などを必要に応じて見直し、備蓄倉庫の新設や定期的かつ効率的な備</p>	

蓄品の更新を進める必要がある。

(2)高齢者、障がい者、乳幼児などの災害時要配慮者及び性別によるニーズの違いなどに配慮した生活必需品等の備蓄を進める必要がある。

4-3-3 個人備蓄の促進(再掲 2-4-5、2-7-3、4-2-3)

(1)各家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。

4-3-4 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9、1-3-6、2-1-3、2-2-2、2-5-6、2-5-2、2-7-5、4-1-2、4-2-4)

(1)病院及び福祉施設等における、入院患者や施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する必要がある。

(2)事業所等での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。

起きてはならない最悪の事態	4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
---------------	------------------------------------

脆弱性評価結果

4-4-1 農業振興による災害対策(再掲 1-4-5)

(1)農業生産基盤が有効に機能するよう施設の整備及び長寿命化を進める必要がある。

(2)災害による農業収入の減少に備えるため、関係機関と連携し、農業保険の加入を促進する必要がある。

(3)災害による農業用ハウスの倒壊を防ぐため、ハウスの補強や保守管理等の被害防止対策を促進する必要がある。

(4)台風などによる農業被害が予測される場合は、被害を軽減させるため、事前の周知を行う必要がある。

(5)被災後の農業の生産活動が迅速に再開できるよう、平常時から農業の担い手の確保と育成に努める必要がある。

(6)鳥獣による農林業被害が増加すると、農地や森林の機能が低下し、土砂災害等の被害が拡大しやすくなることから、鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。

(7)耕作放棄地の増加は、農地の機能が低下し、土砂災害等の被害が拡大しやすくなるとともに、被災後の復旧に影響を及ぼすことから、農地の集約など耕作放棄地の解消を促進する必要がある。

4-4-2 治山事業等による土砂災害対策(再掲 1-4-1)

(1)豪雨や地震による林地等の崩壊や災害発生後の農地の荒廃を防ぐため、県等と連携し、平常時から治山事業を促進する必要がある。

<p>4-4-3 森林の適切な管理(再掲 1-4-6)</p> <p>(1)森林を健全な状態で維持するために、平常時から、森林病虫害の駆除や林野火災防止に努め、森林の適切な管理を促進する必要がある。</p>
<p>4-4-4 降灰対策の検討</p> <p>(1)富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する必要がある。</p>

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>5 情報通信サービス、電気、ガス、水道、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる</p>
<p>起きてはならない最悪の事態</p>	<p>5-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>

脆弱性評価結果

<p>5-1-1 防災拠点としての機能の向上 (再掲 3-2-1)</p> <p>(1)市役所本庁舎及び支所等は、災害時における対応拠点として極めて重要な施設であることから、建物の耐震性の強化や、非常用電源設備の整備、拡充など、防災機能の向上を図る必要がある。</p> <p>(2)庁舎が被災したとしても市が保有する重要データを守れるよう、民間設備の活用等を進める必要がある。</p> <p>(3)災害により一部の回線が切れても、別ルートでの回線を確保できるよう、情報通信ネットワークの冗長化を維持する必要がある。</p> <p>(4)災害発生後の電力供給停止に対応するため、市有施設への非常用電源設備の整備や電気自動車の導入を進め、電源の確保を図る必要がある。</p>
<p>5-1-2 情報の収集及び伝達体制の確保(再掲 1-1-4、1-2-3、1-3-7、1-4-8、1-5-1、1-6-2、2-6-2)</p> <p>(1)災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する必要がある。</p> <p>(2)市民等への情報伝達手段として、防災行政無線、防災アプリ、Lアラート、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS等、あらゆる方法や媒体を活用し、正確な情報発信を行う必要がある。</p>
<p>5-1-3 防災行政無線の機能維持</p> <p>(1)防災行政無線の難聴地域の調査、解消を引き続き図るとともに、災害時に確実に機能するよう、停電や落雷への対策などを行い、適切な維持管理に努める必要がある。</p>

(2)移動式無線機については、災害時の拠点施設や関係部署に配備し、適切な維持管理及び使用についての訓練を行う必要がある。

5-1-4 避難所機能の充実(再掲 2-3-2)

- (1)避難所の機能の強化及び質の向上を図るため、設備等の充実を図るとともに備蓄品の適切な更新や維持管理に努める必要がある。
- (2)被災者の安否を確認する手段として、引き続き避難所に特設公衆電話を配備する必要がある。

5-1-5 適切な避難行動の周知啓発(再掲 1-1-8、1-2-5、1-3-8、1-4-9、1-5-2、1-6-6、2-3-5)

- (1)災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「マイタイムライン」の策定を促進する必要がある。

5-1-6 無電柱化の検討、推進

- (1)大規模災害発生時の電柱等の倒壊による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、無電柱化の整備について検討する必要がある。

5-1-7 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9、1-3-6、2-1-3、2-2-2、2-5-6、2-5-2、2-7-5、4-1-2、4-2-4)

- (1)事業者等に対し、従業員や施設利用者の避難路の確保、避難行動のマニュアル化、要配慮者及び外国人への対応方法など、自主的な防災体制の整備を促進する必要がある。

5-1-8 避難行動要支援者台帳の整備(再掲 1-1-9、1-2-6、1-3-9、1-4-10、1-5-3、1-6-7)

- (1)避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める必要がある。

5-1-9 個別避難計画の作成(再掲 1-1-10、1-2-7、1-3-10、1-4-11、1-5-4、1-6-8)

- (1)一人で避難することが困難な避難行動要支援者について、発災時、または発災の恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難ができるようにするため、ひとり一人の避難場所や避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画を作成する。

5-1-10 外国人への情報伝達

- (1)外国人を対象とした防災に関するパンフレット等は、優しい日本語による作成及び多言語に翻訳し、周知する必要がある。
- (2)避難所等を外国人に周知するため、避難所表示看板の多言語化やピクトグラム(図記号)の活用を進める必要がある。

<p>5-1-11 倒木等危険箇所対策(再掲 2-6-4)</p> <p>(1)災害時の倒木等による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、電力会社、関係機関、市民等との連携により、倒木等危険箇所の把握と樹木の伐採等の対策に努める必要がある。</p>
<p>5-1-12 個人備蓄の促進(再掲 2-4-5、2-7-3、4-2-3、4-3-3)</p> <p>(1)各家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。</p>

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>5-2 電力供給の長期間・大規模にわたる機能の停止</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>5-2-1 防災拠点としての機能の向上 (再掲 3-2-1、5-1-1)</p> <p>(1)市役所本庁舎及び支所等は、災害時における対応拠点として極めて重要な施設であることから、建物の耐震性の強化や、非常用電源設備の整備、拡充など、防災機能の向上を図る必要がある。</p> <p>(2)災害発生後の電力供給停止に対応するため、市有施設への非常用電源設備の整備や電気自動車の導入を進め、電源の確保を図る必要がある。</p>	
<p>5-2-2 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9、1-3-6、2-1-3、2-2-2、2-5-6、2-5-2、2-7-5、4-1-2、4-2-4、5-1-7)</p> <p>(1)病院及び福祉施設、事業者等における非常用電源設備の整備を促進する必要がある。</p>	
<p>5-2-3 個人備蓄の促進(再掲 2-4-5、2-7-3、4-2-3、4-3-3、5-1-12)</p> <p>(1)一般家庭においては、ポータブル発電機や電気自動車等の活用、蓄電システムの導入などを促進する必要がある。</p>	
<p>5-2-4 エネルギー関係事業者との連携強化</p> <p>(1)電気、ガス、燃料等の関係事業者と災害支援協定を締結し、早期に復旧できる体制の整備を図る必要がある。</p>	
<p>5-2-5 エネルギーの活用</p> <p>(1)災害発生後の電力供給停止時に一般家庭や民間施設等で電気が確保できるよう、太陽光発電設備や蓄電池等の導入を促進するとともに、出力 10kw 以上の事業用太陽光発電施設を設置する事業者に対しては、安全な施設の設置を行うよう、県の適正導入ガイドラインに則した適正導入を促す必要がある。</p>	

<p>5-2-6 倒木等危険箇所対策(再掲 2-6-4。5-1-11)</p> <p>(1)災害時の倒木等による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、電力会社、関係機関、市民等との連携により、倒木等危険箇所の把握と樹木の伐採等の対策に努める必要がある。</p>
--

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>5-3 燃料供給の長期間にわたる機能の停止</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>5-3-1 防災拠点としての機能の向上(再掲 3-2-1、5-1-1、5-2-1)</p> <p>(1)市役所本庁舎及び支所等は、災害時における対応拠点として極めて重要な施設であることから、建物の耐震性の強化や、非常用電源設備の整備、拡充など、防災機能の向上を図る必要がある。</p>	
<p>5-3-2 民間施設の防災・減災対策の強化(再掲 1-1-3、1-2-9、1-3-6、2-1-3、2-2-2、2-5-6、2-5-2、2-7-5、4-1-2、4-2-4、5-1-7、5-2-2)</p> <p>(1)病院及び福祉施設、事業所等での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。</p>	
<p>5-3-3 個人備蓄の促進(再掲 2-4-5、2-7-3、4-2-3、4-3-3、5-1-12、5-2-3)</p> <p>(1)各家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する必要がある。</p>	
<p>5-3-4 エネルギー関係事業者との連携強化(再掲 5-2-4)</p> <p>(1)電気、ガス、燃料等の関係事業者と災害支援協定を締結し、早期に復旧できる体制の整備を図る必要がある。</p>	

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>5-4-1 水道施設の耐震化及び老朽化対策(再掲 2-4-1)</p> <p>(1)飲料水の確保と施設の被害を最小化するため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。</p> <p>(2)水道施設や配水管は経年による劣化が進んでいることから、計画的に更新し、給水の安定化を図る必要がある。</p>	

5-4-2 下水排水体制の整備(再掲 2-7-9)

- (1)衛生的な環境を維持するためには、下水道施設（農業集落排水施設を含む）が機能することが重要であることから、下水道ストックマネジメント（施設管理）計画に基づき、施設の点検、調査、修繕、改築を行い、安全性を確保する必要がある。
- (2)下水道業務継続計画(BCP)の計画的な見直し及び関係機関との協定締結等により、下水道施設の早期復旧ができるよう復旧体制の整備に努める必要がある。
- (3)浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽未整備の場合は、設置を促進する必要がある。

5-4-3 し尿処理施設の防災対策(再掲 2-7-10)

- (1)施設が被災し、し尿処理に支障をきたすことのないよう、施設や設備の計画的な更新を行うとともに、災害時におけるし尿の運搬と処理体制、代替施設の検討などを進める必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	5-5 地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な 影響
---------------------------	--

脆弱性評価結果

5-5-1 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策(再掲 1-1-5、1-2-3、1-6-3、2-2-4)

- (1)管理が不十分な老朽空き家等については、災害発生時の倒壊等による人的被害が発生する可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者等に対する適正管理の指導を進める必要がある。
- (2)災害発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀については、人的被害をもたらす可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者に対する除却や適正管理の指導を進める必要がある。

5-5-2 屋外広告物の安全管理(再掲 1-1-6、1-6-4、2-2-5)

- (1)店舗の看板や広告幕等の落下又は倒壊による道路の途絶を防止するため、安全管理についての啓発を図る必要がある。

5-5-3 降灰対策の検討(再掲 4-4-4)

- (1)富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する必要がある。

<p>5-5-4 道路・橋梁の整備(再掲 1-4-2、2-2-1、2-7-3、4-1-1)</p> <p>(1)避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないよう、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく必要がある。</p> <p>(2)橋梁が損壊した場合、救助救出活動や避難に支障が生じるだけでなく、復旧にも時間がかかることになることから、橋梁の計画的な耐震化、長寿命化を図る必要がある。</p>
<p>5-5-5 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化</p> <p>(1)大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿線建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、緊急車両の通行等を妨げるおそれがあるため、緊急輸送道路沿道の建物の耐震化を促進する必要がある。</p>
<p>5-5-6 都市計画道路の整備(再掲 1-2-12、2-2-6)</p> <p>(1)災害時に通行可能な道路を確保できるよう、必要な道路整備を図る必要がある。</p>
<p>5-5-7 連携体制の強化(再掲 1-6-1、2-1-4、2-4-7、2-5-1、2-7-5、3-1-1、4-2-1、4-3-1)</p> <p>(1)道路交通網の確保のため、道路管理者間(国・県・近隣自治体)の相互応援と地元建設業協会等との連携強化を図る必要がある。</p>

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復活できる条件を整備する</p>
<p>起きてはならない最悪の事態</p>	<p>6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや社会合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>6-1-1 連携体制の強化(再掲 1-6-1、2-1-4、2-4-7、2-5-1、2-7-5、3-1-1、4-2-1、4-3-1、5-5-7)</p> <p>(1)自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る必要がある。</p>	
<p>6-1-2 産業振興による災害対策(再掲 4-1-3)</p> <p>(1)災害後に市内経済を迅速に復興するため、平時から、本社、工場などの企業誘致やサテライトオフィスの誘致などの企業誘致を行うとともに、市内産業の振興を図る必要がある。</p>	

<p>起きてはならない 最悪の事態</p>	<p>6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興できなくなる事態</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>6-2-1 連携体制の強化(再掲 1-6-1、2-1-4、2-4-7、2-5-1、2-7-5、3-1-1、4-2-1、4-3-1、5-5-7、6-1-1)</p> <p>(1)自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る必要がある。</p> <p>6-2-2 ボランティア対策</p> <p>(1)初期対応に遅れが生じることなく円滑に活動できるよう、笛吹市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る訓練を実施する必要がある。</p> <p>(2)災害ボランティアが、家屋の片づけや炊き出しなどの直接的な支援のみならず、被災者の活力を取り戻すための寄り添いなど、災害発生時から復興に至るまで、被災者のニーズに対応した活動を行えるよう、体制の整備を進める必要がある。</p> <p>6-2-3 地域コミュニティの強化(再掲 3-1-2)</p> <p>(1)大規模災害発生時には、公的支援の遅れや不足が生じること想定されることから、地域の防災力の向上を図るため、市内全ての地域で自主防災組織を整備し、自主防災リーダーの育成を図るなど、地域コミュニティの強化に取り組む。</p> <p>6-2-4 人材の育成、組織の整備(再掲 2-1-6)</p> <p>(1)災害時において、応急処置や救出、救護等に対応可能な知識、技能を持った人材の確保、協力が重要であることから、地域における人材を育成し、自主防災組織等の強化を図る必要がある。</p> <p>(2)高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の災害対応力の向上を図る必要がある。</p> <p>6-2-5 産業振興による災害対策(再掲 4-1-3、6-1-2)</p> <p>(1)社会・経済を迅速に復興するため、工場などの企業誘致及び本社機能の移転や機能の分散などの拠点として設けるサテライトオフィスの市内誘致を促進し、人口の定着や経済活動の維持を図る必要がある。</p>	

起きてはならない 最悪の事態	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果	
<p>6-3-1 災害廃棄物対策</p> <p>(1)建物の浸水や倒壊等が起きた場合、大量の災害廃棄物が発生することから、平時の備えや発災後におけるごみやし尿の処理、災害廃棄物のストックヤードなどをまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理の停滞を防ぎ円滑な復旧・復興に努める必要がある。</p> <p>(2)ごみやし尿の処理施設等の被災も想定し、他市連携、広域連携など相互連携体制の整備を進める必要がある。</p> <p>6-3-2 降灰対策の検討(再掲 4-4-4、5-5-3)</p> <p>(1)富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する。</p> <p>6-3-3 ボランティア対策(再掲 6-2-2)</p> <p>(1)初期対応に遅れが生じることなく円滑に活動できるよう、笛吹市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る訓練を実施する必要がある。</p> <p>(2)災害ボランティアが、家屋の片づけや炊き出しなどの直接的な支援のみならず、被災者の活力を取り戻すための寄り添いなど、災害発生時から復興に至るまで、被災者のニーズに対応した活動を行えるよう、体制の整備を進める必要がある。</p>	

起きてはならない 最悪の事態	6-4 仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果	
<p>6-4-1 地籍調査の実施</p> <p>(1)災害後の円滑な復旧、復興のためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要であることから、調査を計画的に実施し、土地の実態把握に努める必要がある。</p> <p>6-4-2 用地の確保</p> <p>(1)仮設住宅等の建設を容易にするため、平常時から用地の選定を進める必要がある。</p> <p>(2)公園施設は災害時には、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たすことから、計画的な整備や長寿命化を図る必要がある。</p>	

(3) 社会教育施設や社会体育施設は、文化、スポーツ活動の拠点機能以外にも、防災機能を考慮し、備蓄倉庫の建設、災害発生時の避難場所、救護活動拠点、応急仮設住宅等の建設用地等の役割を果たすことから、計画的な整備や長寿命化を図る。

6-4-3 罹災証明の早期発行

(1) 復旧復興を促進させるため、罹災証明を早期に発行できる体制を整備しておく。

起きてはならない 最悪の事態	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等 による有形・無形の文化の衰退・損失
脆弱性評価結果	
6-5-1 文化財の地震対策	
(1) 国、県、市が指定する有形文化財(建造物)等の地震対策を推進するため、関係機関と連携を図り、計画的な構造補強工事等を行う必要がある。	
6-5-2 文化財の風水害対策	
(1) 国、県、市が指定する有形文化財(建造物)等の風水害対策を推進するため、関係機関と連携を図り、計画的な構造補強工事、浸水対策工事等を行うとともに、移動可能な文化財については、緊急的な避難場所を予め定める必要がある。	
6-5-3 伝統芸能の維持	
(1) 伝統芸能を維持するため、平常時から積極的に伝統芸能に触れる機会を設け、その伝承に関わる人材の育成を図る必要がある。	
(2) 伝統・文化に関わる保存会、行政区などの活動は、文化の伝承、地域コミュニティの活性化などに資するものであるため、引き続き支援を行う必要がある。	

第5章 施策分野ごとの推進方針

29の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、8つの施策分野ごとに今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理した。

1 A：行政機能／防災・消防

推進方針	
【A-a 市有施設(庁舎等)の安全性の確保】	
(1)施設の安全性を確保するため、庁舎等を総合的かつ計画的に管理し、適切に維持、保全をしていく。	
主な取組	担当課
庁舎等の施設整備	管財課
【A-b 防災拠点としての機能の向上】	
(1)市役所本庁舎及び支所等は、災害時における対応拠点として極めて重要な施設であることから、建物の耐震性の強化や、非常用電源設備の整備、拡充など、防災機能の向上を図る。	
(2)庁舎が被災したとしても市が保有する重要データを守れるよう、民間設備の活用等を進める。	
(3)災害により一部の回線が切れても、別ルートでの回線を確保できるよう、情報通信ネットワークの冗長化を維持する。	
(4)災害発生後の電力供給停止に対応するため、市有施設への非常用電源設備の整備や電気自動車の導入を進め、電源の確保を図る。	
主な取組	担当課
市有施設の適正な維持補修、長寿命化、更新工事の実施	管財課
民間施設を活用した重要データの保管及び各種システムの更新に合わせたクラウド化等の検討	情報システム課
市役所本館とサーバ設置施設間及び各支所とサーバ設置施設間における情報通信ネットワークの冗長化の維持	情報システム課
【A-c 業務継続体制の強化】	
(1)業務継続計画（BCP）に基づく、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、業務継続体制の強化を図る。	

- (2)災害発生時に職員自身やその家族が自らの安全を確保した上で、職員が速やかに登庁できるよう、研修等により、職員の防災意識の向上及び対応能力の向上を図る。
- (3)情報通信環境の機能停止を回避するため、ICT 部門の業務継続計画(ICT - BCP)の継続的な見直しを行う。

主な取組	担当課
職員の防災意識向上のための研修の実施	防災危機管理課
笛吹市地域防災計画、笛吹市災害時職員活動マニュアルなどの改訂に合わせた、業務継続計画（BCP）及び ICT 部門の業務継続計画(ICT - BCP)の見直し	防災危機管理課 情報システム課

【A-d 情報の収集及び伝達体制の確保】

- (1)集中豪雨、土砂災害、豪雪等の災害発生の高危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線、防災アプリ、市ホームページ等による広報に努める。
- (2)災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する。
- (3)市民等への情報伝達手段として、防災行政無線、防災アプリ、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS 等、あらゆる方法や媒体を活用し、正確な情報発信を行う。

主な取組	担当課
市民等へ災害情報を伝達するための「L アラート」等の通信訓練の実施	防災危機管理課
防災情報伝達システムの適正な維持管理	防災危機管理課

【A-e 受援体制の整備】

- (1)協定を締結した自治体などと平常時から情報交換や訓練等を行い、関係強化に努める。
- (2)多くの職員が被災し人員不足に陥った場合や災害対応などが長期化する場合に備え、受援体制を構築し、人員を確保する。
- (3)他自治体などからの応援職員が円滑に応急対応業務を行えるよう、マニュアル等の整備、適切な見直しを図る。

主な取組	担当課
災害時受援計画の適切な見直し	防災危機管理課

【A-f 連携体制の強化】

- (1)自治体間の相互応援協定や事業者等との災害時支援協定に基づき、有事の際に円滑な応急対応及び復旧対応ができるよう、平常時から連携体制の強化を図る。

- (2)食料や飲料水等、生命に関わる物資の供給体制の更なる充実を図るため、事業者等と新たな災害協定の締結などを検討するとともに、平常時から協定締結先との情報交換や訓練実施による関係強化を図る。
- (3)国の機関や他自治体などからの人的、物的支援に対する受入及び活動の拠点を選定しておく。
- (4)公共交通機関等が停止した場合に備え、帰宅困難者への情報提供や連絡体制の整備、帰宅困難者向けの避難所の開設、代替輸送手段の確保など、県及び公共交通機関等と連携し、帰宅困難者対策の整備を図る。
- (5)災害による交通障害が長期化する場合、大量かつ長期の帰宅困難者が発生することから、飲食物や燃料等の提供が行えるよう、事業者等と連携し、提供体制の整備を図る。

主な取組	担当課
大規模災害時における広域防災体制の連携強化	防災危機管理課
近隣市町との応援体制の確立	防災危機管理課
災害時応援協定締結の拡大	防災危機管理課

【A-g 罹災証明の早期発行】

- (1)復旧復興を促進させるため、罹災証明を早期に発行できる体制を整備しておく。

主な取組	担当課
内閣府で示している罹災証明様式への統一化	税務課

【A-h 市民参加型の防災訓練の実施】

- (1)市民、事業所、市職員等の災害時の対応能力を高めるため、行政と関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を継続的に実施していく。
- (2)災害時に円滑な救護活動が行えるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会等によるトリアージ訓練に市職員が参加するとともに、自主防災組織等に対し、応急手当の普及を図るなど、関係機関や市民と連携した訓練の実施について検討する。

主な取組	担当課
総合防災訓練、水害・土砂災害訓練、職員参集訓練の実施	防災危機管理課
防災訓練などにおける消防職員による応急手当方法の周知、啓発	消防署

【A-i 適切な避難行動の周知啓発】

- (1)状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る。
- (2)親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「わが家の災害時行動計画」を策定するとともに、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する。

主な取組	担当課
地域の特性に応じて行政区が自らまとめる「地区防災計画」の策定支援	防災危機管理課
世帯ごとに時間の経過に沿った行動計画を立てる「マイタイムライン」の作成促進	防災危機管理課
避難行動要支援者の避難支援に係る個別避難計画の整備	福祉総務課

【A-j 公的備蓄の充実】

- (1) 備蓄箇所、備蓄数などを必要に応じて見直し、備蓄倉庫の新設、維持管理や定期的かつ効率的な備蓄品の更新を進める。
- (2) 高齢者、障がい者、乳幼児などの災害時要配慮者及び性別によるニーズの違いなどに配慮した生活必需品等の備蓄を進める。
- (3) 被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、衛生用品や感染症対策用品等の備蓄を進める。
- (4) 建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失、また、道路の寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、分散備蓄体制の整備を推進する。

主な取組	担当課
食料及び生活必需品等の備蓄	防災危機管理課
非常用物資の備蓄体制の強化及び拠点備蓄倉庫の整備	防災危機管理課

【A-k 孤立対策の推進】

- (1) 孤立が予想される地域に対しては、平常時から世帯情報、連絡手段等の把握に努め、台帳や地図情報として整備し、行政区及び自主防災組織と情報共有を図る。
- (2) 孤立した場合でも、物資の供給が途絶えることのないよう、物資を届ける手段について検討する。

主な取組	担当課
芦川ヘリポートの適正な維持管理	防災危機管理課

【A-l 避難所運営マニュアルの策定】

- (1) 避難所を適切に運営するため、各避難所に適した運営マニュアルの策定を進める。
- (2) 避難所運営委員会と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練を実施する。
- (3) 要配慮者、女性及び妊産婦等が安心して生活できるよう、プライバシーに配慮した避難所運営マニュアルを策定する。

(4)避難所における感染症の拡大を防止するため、適切な距離を保った居住スペース及び感染疑いのある避難者専用のスペースを確保する。

主な取組	担当課
避難所運営マニュアル策定の促進	防災危機管理課

【A-m 避難所機能の充実】

(1)避難所の機能の強化及び質の向上を図るため、設備等の充実を図るとともに備蓄品の適切な更新や維持管理に努める。

(2)被災者の安否を確認する手段として、引き続き避難所に特設公衆電話を配備する。

主な取組	担当課
避難所への発電設備の整備	防災危機管理課
避難所への特設公衆電話の配備	防災危機管理課

【A-n 防災行政無線等の機能維持】

(1)防災行政無線の難聴地域の調査、解消を引き続き図るとともに、災害時に確実に機能するよう、停電や落雷への対策などを行い、適切な維持管理に努める。

(2)移動式無線機については、災害時の拠点施設や関係部署に配備し、適切な維持管理及び使用についての訓練を行う。

主な取組	担当課
防災行政無線の適切な維持管理	防災危機管理課
防災行政無線屋外拡声子局の集約化	防災危機管理課
消防本部や消防団が使用する無線の適切な維持管理	防災危機管理課

【A-o 消防団の活動体制の整備】

(1)消防団の将来を見据え、適正な団員数、組織体制、施設及び設備を総合的に整備する。

(2)迅速な初期消火が行えるよう、平時から消防水利の点検等を行い、必要に応じて修繕や更新を行いつつ、水利が確保できない地域へ消火栓や防火水槽の整備を行う。

主な取組	担当課
消防団員の確保及び訓練の実施	防災危機管理課
時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動する「機能別消防団員」の確保	防災危機管理課
消防団の活動に必要な施設及び備品の整備	防災危機管理課
消火栓及び防火水槽の整備	防災危機管理課

【A-p 火災予防の啓発】

- (1) 宿泊施設や飲食店、福祉施設などの防火対象物に対する立入検査を引き続き実施し、防火及び防災管理体制の強化を促進する。
- (2) 地震に伴う火災によって被害が拡大することを防ぐため、市民に対し、地震発生時における出火防止対策や停電が復旧した際に起こりやすい通電火災について啓発する。

主な取組	担当課
防火対象物に対する計画的な立入検査の実施	予防課 消防署

【A-q 効果的な消防活動のための整備】

- (1) 災害発生時に、迅速かつ的確に消防活動が行えるよう、効果的な訓練を重ねるとともに消防組織並びに消防施設及び装備等の充実、強化を図る。
- (2) 大規模災害などに適切に対応できるよう締結している消防相互応援協定に基づき、広域的な応援体制や受入体制の整備を図る。

主な取組	担当課
年間計画及び月間計画による計画的な消防活動訓練の実施	消防署
更新計画に基づく資機材の整備	消防署
緊急消防援助隊及び消防防災航空隊との連携強化	消防課
知識、技能を備えた救急隊員を育成するための救急隊員研修事業の実施	消防課

2 B：住宅・都市・土地利用**推進方針****【B-a 木造住宅の耐震化】**

- (1) 木造住宅の更なる耐震化の促進を図るとともに、天井や外壁、窓ガラス等、非構造部材の安全対策の啓発を行う。

主な取組	担当課
旧耐震基準で建てられた木造個人住宅に対する、耐震診断・設計・改修・建替え費用の補助	まちづくり整備課

【B-b 市有施設(市営住宅)の安全性の確保】

- (1) 市営住宅入居者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、計画的な修繕や改修による長寿命化を図り、市営住宅の安全性や居住性を高める。

【B-c 火災予防の啓発】

(1) 住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を促すとともに、地震による電気火災を防ぐための感震ブレーカー設置の普及を進め、火災予防の啓発に努める。

主な取組	担当課
住宅用火災警報器の定期的な作動確認と機器交換に係る広報の実施	予防課

【B-d 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化】

(1) 大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿線建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、緊急車両の通行等を妨げるおそれがあるため、緊急輸送道路沿道の建物の耐震化を促進する。

主な取組	担当課
緊急輸送道路沿いの建築物に対する、耐震診断・設計・改修費用の補助	まちづくり整備課

【B-e 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策】

- (1) 管理が不十分な老朽空き家等については、災害発生時の倒壊等による人的被害が発生する可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者等に対する適正管理の指導を進める。
- (2) 災害発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀については、人的被害をもたらす可能性があることや消防活動の妨げとなるおそれがあるため、所有者に対する適正管理の指導を進める。

主な取組	担当課
空家等対策計画に基づく、空き家の把握及び所有者に対する適切な管理の指導の実施	まちづくり整備課
空き家等の除却費用に対する補助	まちづくり整備課
空家の倒壊等、危険が切迫した際の条例に基づく緊急安全措置の実施	まちづくり整備課
道路に面した危険なブロック塀の撤去、改修費用に対する補助	まちづくり整備課

【B-f 屋外広告物の安全管理】

(1) 店舗の看板や広告幕等の落下又は倒壊による被害を防止するため、安全管理についての啓発を図る。

主な取組	担当課
景観に調和した屋外広告物の表示や掲出及び落下等による被害の防止を目的とした指導等の実施	まちづくり整備課

【B-g 都市計画道路の整備】

(1)災害時の避難路や延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を確保できるよう、必要な道路整備を図る。

【B-h 無電柱化の検討、推進】

(1)大規模災害発生時の電柱等の倒壊による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、無電柱化の整備について検討する。

主な取組	担当課
都市計画道路等の幹線道路整備における無電柱化の検討、推進	まちづくり整備課

【B-i 水道施設の耐震化及び老朽化対策】

(1)飲料水の確保と施設の被害を最小化するため、水道施設の計画的な耐震化を推進する。
(2)水道施設や配水管は経年による劣化が進んでいることから、計画的に更新し、給水の安定化を図る。

主な取組	担当課
配水池（1,000t以上）の耐震診断及び判定結果に基づく耐震補強工事の実施	水道課
布設替計画に基づく老朽化した配水管の更新	水道課

【B-j 応急給水体制の強化】

(1)給水車両の整備を図るとともに、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣自治体や関係機関等と協力し、迅速かつ的確に対応できるよう、協力体制の整備及び強化を図る。

主な取組	担当課
給水体制の強化のため、関係機関等との協定内容の見直し	水道課
被災時の応急復旧と応急給水体制の対応方策をまとめたマニュアル、応急給水計画の適切な見直し	水道課

【B-k 下水排水体制の整備】

(1)衛生的な環境を維持するためには、下水道施設（農業集落排水施設を含む）が機能することが重要であることから、下水道ストックマネジメント（施設管理）計画に基づき、施設の点検、調査、修繕、改築を行い、安全性を確保する。
(2)下水道業務継続計画(BCP)の計画的な見直し及び関係機関との協定締結等により、下水道施設の早期復旧ができるよう復旧体制の整備に努める。

(3)浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽未整備の場合は、設置を促進する。

主な取組	担当課
下水道管渠の耐震化	下水道課

【B-l 地籍調査の実施】

(1)災害後の円滑な復旧、復興のためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要であることから、調査を計画的に実施し、土地の実態把握に努める。

【B-m 用地の確保】

- (1)仮設住宅等の建設を容易にするため、平常時から用地の選定を進める。
- (2)公園施設は災害時には、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たすことから、計画的な整備や長寿命化を図る。
- (3)社会教育施設や社会体育施設は、文化、スポーツ活動の拠点機能以外にも、防災機能を考慮し、備蓄倉庫の建設、災害発生時の避難場所、救護活動拠点、応急仮設住宅等の建設用地等の役割を果たすことから、計画的な整備や長寿命化を図る。

主な取組	担当課
都市公園施設長寿命化計画に基づく、公園施設の適正な管理	まちづくり整備課

3 C：保健医療・福祉

推進方針

【C-a 民間施設(病院及び福祉施設等)の防災・減災対策の強化】

- (1)病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、あらゆる機会を活用して、耐震化などの防災・減災対策の強化を促進する。
- (2)病院及び福祉施設等、不特定多数の人が出入りする施設における非常用電源設備の整備を促進する。
- (3)要配慮者が利用する施設において、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を促進する。
- (4)病院及び福祉施設等における、入院患者や施設利用者の状況に応じた食料、飲料水、医療用資機材、医薬品、衛生用品及び感染症対策用品等の備蓄を促進する。
- (5)業務の継続及び早期復旧に支障をきたすおそれがあることから、病院や福祉施設等に対して、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

主な取組	担当課
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定等の促進	防災危機管理課

【C-b 援護物資の受入体制・供給体制の整備】

- (1) 医療救護所の開設に備え、平常時から医薬品及び保健衛生用資機材等の備蓄に努めるとともに、県及び関係機関等と連携し、援護物資の受入体制及び避難所等への供給体制を整備する。

【C-c 医療救護体制の充実】

- (1) 災害時に必要となる医療機能が提供できるよう、関係機関と連携し、医療救護体制の充実に努める。
- (2) 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者への治療が継続的に行えるよう、関係機関と連携強化を図る。
- (3) 災害時にも迅速な救急対応ができるよう、平常時から救急車の適正利用を呼び掛けるとともに、知識、技能を備えた救急隊員の育成を図る。
- (4) 災害時に円滑な救護活動が行えるよう、自主防災組織等に対し、応急手当の普及を図るなど、関係機関や市民と連携した訓練の実施について検討する。

主な取組	担当課
知識、技能を備えた救急隊員を育成するための救急隊員研修の実施	消防課
医療救護所設営訓練の実施	健康づくり課

【C-d 避難行動要支援者台帳の整備】

- (1) 避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める。

【C-e 個別避難計画の作成】

- (1) 一人で避難することが困難な避難行動要支援者について、発災時、または発災の恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難ができるようにするため、ひとり一人の避難場所や避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画を作成する。

主な取組	担当課
避難行動要支援者台帳及び個別避難計画の整備	福祉総務課

【C-f 福祉避難所の整備】

- (1) 高齢者、障がい者及び児童などが利用する福祉施設等を福祉避難場所として利用できるよう、協定締結や連携強化を図る。
- (2) 災害時に要配慮者が一時的に被災していない遠隔地に避難できるよう、災害時相互応援協定の見直しや、新たな協定締結について検討する。
- (3) 要配慮者、女性及び妊産婦等が安心して生活できるよう、プライバシーに配慮した避難所運営マニュアルを策定する。

主な取組	担当課
福祉避難所受入体制の整備	防災危機管理課
福祉避難所運営マニュアルの整備	防災危機管理課

【C-g 避難所等における感染症対策の推進】

- (1) 避難者の感染症による集団感染を防止するため、笛吹市新型インフルエンザ等行動計画に基づき、平時より感染症対策用品を避難所等に準備し集団感染対策を行う。

【C-h 予防接種の実施】

- (1) 感染症の発生と拡大を防止するため、平常時から予防接種を推進するとともに、必要に応じて予防接種法に基づく臨時予防接種が実施できるよう、県及び関係機関との連絡体制の構築を図る。

【C-i 健康状態や生活環境の把握】

- (1) 健康相談等ができる相談窓口の設置や避難所及び応急仮設住宅で生活している避難者の巡回を行うなど、被災者の健康状態や生活環境を把握する体制を整備する。

4 D：教育・文化

推進方針

【D-a 市有施設(学校施設等)の安全性の確保】

(1)学校並びに社会教育及び社会体育施設など避難所として指定されている施設については、安全点検を定期的に行うとともに、計画的な修繕や改修による長寿命化等により安全性を確保する。

主な取組	担当課
学校施設等の長寿命化、防災機能の強化、老朽化対策等の推進	教育総務課 生涯学習課
特定建築物の定期調査及び各種保守管理業務の実施	教育総務課 生涯学習課

【D-b 避難所機能の充実】

(1)学校施設は、子どもたちの学習及び生活の場であるとともに、災害時には避難所として高齢者や要配慮者等も利用することから、誰もがトイレを安全安心に利用できるよう、学校施設のトイレの洋式化や多目的トイレの整備を推進する。

主な取組	担当課
小中学校校舎・屋内運動場におけるトイレの洋式化	教育総務課

【D-c 通学路の安全確保】

(1)児童生徒の通学路について、災害発生時に、屋根材や看板の落下、家屋やブロック塀の倒壊などの危険性があるか、学校、地域、関係機関が協力して点検を行い、通学路の安全確保を行う。

主な取組	担当課
学校と保護者が連携した安全点検及び学校と関係機関が連携した合同点検の実施	学校教育課

【D-d 適切な避難行動の周知啓発】

(1)小中学校の安全教育の一環として防災に関する授業を行い、子どもたちの防災意識の向上及び災害時における教職員の対応力の向上に努める。

主な取組	担当課
学校安全計画に基づく計画的な避難訓練や防災教育の実施	学校教育課
県の防災研修への参加及び校内研修の実施（教職員）	学校教育課

【D-e 文化財の地震対策】

(1) 国、県、市が指定する有形文化財(建造物)等の地震対策を推進するため、関係機関と連携を図り、計画的な構造補強工事等を行う。

【D-f 文化財の風水害対策】

(1) 国、県、市が指定する有形文化財(建造物)等の風水害対策を推進するため、関係機関と連携を図り、計画的な構造補強工事、浸水対策工事等を行うとともに、移動可能な文化財については、緊急的な避難場所を予め定める。

主な取組	担当課
建物の躯体調査及び耐震化した建物の修繕に係る費用に対する補助金の交付	文化財課
重要文化財等への免振台の設置支援	文化財課
文化財保護指導員による定期的巡視	文化財課

【D-f 伝統芸能の維持】

(1) 伝統芸能を維持するため、平常時から積極的に伝統芸能に触れる機会を設け、その伝承に関わる人材の育成を図る。

(2) 伝統・文化に関わる保存会、行政区などの活動は、文化の伝承、地域コミュニティの活性化などに資するものであるため、引き続き支援を行う。

主な取組	担当課
伝統芸能等の継承団体の活動支援	文化財課
伝統芸能公演イベント(笛吹市神楽まつり等)への協力	文化財課

5 E：産業・農業**推進方針****【E-a 民間施設(商業施設及び宿泊施設等)の防災・減災対策の強化】**

(1) 商業施設及び宿泊施設等、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、あらゆる機会を活用して、耐震化などの防災・減災対策の強化を促進する。

(2) 商業施設及び宿泊施設等、不特定多数の人が出入りする施設における非常用電源設備の整備を促進する。

(3) 事業者等に対し、従業員や施設利用者の避難路の確保、避難行動のマニュアル化、要配慮者及び外国人への対応方法など、自主的な防災体制の整備を促進する。

(4) 事業所等での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する。

(5) サプライチェーン維持のため、事業者等の業務継続計画(BCP)の策定を促進する。

主な取組	担当課
事業所等における備蓄に関する啓発記事の掲載	防災危機管理課 企画課

【E-b 産業振興による災害対策】

(1)災害後に市内経済を迅速に復興するため、平時から、本社、工場などの企業誘致やサテライトオフィスの誘致などの企業誘致を行うとともに、市内産業の振興を図る必要がある。

【E-c 農業振興による災害対策】

(1)農業生産活動の基盤となる農業施設が有効に機能するよう、施設の整備及び長寿命化を推進する。

(2)災害による農業収入減少に備えるため、関係機関と連携し、収入保険加入を促進する。

(3)災害による農業用ハウスの倒壊を防ぐため、ハウスの補強や保守管理等の被害防止対策を促進する。

(4)台風等による農業被害が予想される場合は、被害を軽減させるため、事前の周知を行う。

(5)被災後の農業の生産活動が迅速に再開できるよう、平常時から農業の担い手の確保と育成に努める。

(6)鳥獣による農林業被害が増加すると、農地や森林の機能が低下し、土砂災害等の被害が拡大しやすくなることから、鳥獣被害防止対策を推進する。

(7)耕作放棄地の増加は、農地の機能が低下し、土砂災害等の被害が拡大しやすくなるとともに、復旧に影響を及ぼすことから、農地の集約など耕作放棄地の解消を促進する。

主な取組	担当課
農業施設の適正な維持管理	農林土木課
農業保険への加入及び収入保険への移行の促進	農林振興課
農業用ハウスなど園芸施設の被害防止に向けた取組の支援	農林振興課
「笛吹市農業塾」による農業経営の改善支援や営農・就農相談等の実施による担い手の確保及び育成支援	農林振興課
農地の集約や耕作放棄地の解消のため、地域が抱えている課題を解決するための「地域計画」の策定及び中心となる経営体への農地の集約化支援	農林振興課
鳥獣被害防止のための山際の防獣柵や電気柵の導入推進及び設置費用の補助	農林振興課
猟友会、実施隊による鳥獣の追い払いや駆除の支援及び狩猟免許の取得費用の補助等による狩猟者数の確保	農林振興課

【E-d 森林の適切な管理】

(1) 森林を健全な状態で維持するために、平常時から、森林病虫害の駆除や林野火災防止に努め、森林の適切な管理を促進する。

主な取組	担当課
民有林の森林整備事業の実施	農林振興課
地域財産区の活動と緑化推進事業の支援	農林振興課

【E-e ため池の老朽化、耐震化対策】

(1) 農業用のため池については、決壊による被害を防ぐため、老朽化、耐震化対策による整備を促進する。

【E-f 治山事業等による土砂災害対策】

(1) 豪雨や地震による林地等の崩壊や災害発生後の農地の荒廃を防ぐため、県等と連携し、平常時から治山事業を促進する。

主な取組	担当課
林業者の育成と経営支援	農林振興課

【E-g 降灰対策の検討】

(1) 富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する。

6 F：情報通信・エネルギー・環境

推進方針

【F-a 情報の収集及び伝達体制の確保】

- (1) 市民等への情報伝達手段として、防災行政無線、防災アプリ、Lアラート、市ホームページ、テレビ、ラジオ、SNSの活用等、あらゆる方法や媒体を活用し、正確な情報発信を行う。
- (2) 集中豪雨、土砂災害、豪雪等の災害発生の危険性が高いと判断される場合は、事前に防災行政無線や防災アプリ、Lアラート、市ホームページ等による広報に努める。
- (3) 災害発生時に関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、共有、伝達ができるよう、情報伝達訓練を行うなど連携を強化し、より効果的な体制を確立する。
- (4) 孤立した場合でも、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段、通信網の整備を進める。

主な取組	担当課
市民等へ災害情報を伝達するための「L アラート」等の通信訓練の実施	防災危機管理課
防災情報伝達手段の改善、整備	防災危機管理課

【F-b 外国人への情報伝達】

- (1)外国人を対象とした防災に関するパンフレット等は、優しい日本語による作成及び多言語に翻訳し、周知する。
- (2)避難所等を外国人に周知するため、避難所表示看板の多言語化やピクトグラム（図記号）の活用を進める。

【F-c エネルギー関係事業者との連携強化】

- (1)電気、ガス、燃料等の関係事業者と災害支援協定を締結し、早期に復旧できる体制の整備を図る。

【F-d エネルギーの活用】

- (1)災害発生後の電力供給停止時に一般家庭や民間施設等で電気が確保できるよう、太陽光発電設備や蓄電池等の導入を促進するとともに、出力 10kw 以上の事業用太陽光発電施設を設置する事業者に対しては、安全な施設の設定を行うよう、県の適正導入ガイドラインに則した適正導入を促す。

【F-e 災害廃棄物対策】

- (1)建物の浸水や倒壊等が起きた場合、大量の災害廃棄物が発生することから、平時の備えや発災後におけるごみやし尿の処理、災害廃棄物のストックヤードなどをまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理の停滞を防ぎ円滑な復旧・復興に努める。
- (2)ごみやし尿の処理施設等の被災も想定し、他市連携、広域連携など相互連携体制の整備を進める。

主な取組	担当課
笛吹市災害廃棄物処理基本計画の策定	環境推進課

【F-f し尿処理施設の防災対策】

- (1)施設が被災し、し尿処理に支障をきたすことのないよう、施設や設備の計画的な更新を行うとともに、災害時におけるし尿の運搬と処理体制、代替施設の検討などを進める。

【F-g 災害時のトイレ対策】

(1)災害時にトイレが不足する事態に備え、仮設トイレの確保や災害用マンホールトイレの整備、災害用トイレの備蓄を進めるとともに、トイレカーの導入などについても研究する。

主な取組	担当課
避難所への災害用マンホールトイレの整備	防災危機管理課 下水道課

【F-h 降灰対策の検討】

(1)富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する。

【F-i 火葬体制などの整備】

(1)大規模災害による多数の死者の発生を想定し、遺体安置及び火葬などについて広域的な相互支援体制の整備や葬祭関係団体との連携などを図る。

7 G：国土保全・交通**推進方針****【G-a 河川整備の推進】**

(1)豪雨等による市街地等への浸水を防止するため、国及び県と連携し、河川改修を促進する。

主な取組	担当課
流域治水対策の実施	土木課

【G-b 河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策】

(1)河川や水路施設等がその機能を確実に発揮できるよう、計画的に必要な改修等を実施し、維持及び長寿命化を図る。

(2)浸水のおそれのある地域における調整池などの施設について、その機能が十分に発揮できるよう適切な維持管理を行う。

主な取組	担当課
準用河川整備、水路整備、河川維持管理、浸水対策、渋川排水機場整備の実施	土木課

【G-c 堤防等の異常箇所早期発見及び復旧】

- (1)大規模地震や豪雨が発生した時においても、その機能が十分に発揮できるよう、平常時から河川堤防のパトロールを実施し、異常箇所の早期発見に努める。
- (2)災害による損傷箇所について、国や県、関係機関などと協力し早期復旧を図る。

主な取組	担当課
河川維持管理の実施	土木課

【G-d 治山事業等による土砂災害対策】

- (1)豪雨や地震による林地等の崩壊や災害発生後の農地の荒廃を防ぐため、県等と連携し、平常時から治山事業を促進する。
- (2)人命及び財産を守るため、県等と連携して砂防施設等の整備を行い、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

主な取組	担当課
急傾斜地の崩壊対策の実施	土木課

【G-e 道路・橋梁の整備】

- (1)避難や救助救出活動、物資の供給等に支障が生じないように、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国及び県に、国道や県道の整備を要望していく。
- (2)橋梁が損壊した場合、救助救出活動や避難に支障が生じるだけでなく、復旧にも時間がかかることになることから、橋梁の計画的な耐震化、長寿命化を図る。
- (3)災害発生時には、道路の寸断により孤立地域が発生するおそれがあるため、道路の危険箇所の調査を行い、防災・減災対策を講じる。
- (4)道路路面の落石・崩壊による被害を防ぐため、必要に応じて法面の保護工事を行う。
- (5)代替輸送路や地域における避難路を確保するため、市道や農道、林道等の整備、保全対策を講じる。
- (6)災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じないように、狭あい道路の整備を進める。
- (7)防災拠点を結ぶ緊急輸送道路などでは、橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策などの整備を進める。
- (8)災害時の交通手段としての自転車の利用を検討するとともに、平常時から安全に自転車可以利用できるよう、自転車道や自転車専用通行帯等の整備について検討する。

主な取組	担当課
道路構造物長寿命化、新山梨環状道路関連道路整備、市単独道路等整備の実施	土木課

【G-f 連携体制の強化】

(1)道路交通網の確保のため、道路管理者間（国・県・近隣自治体）の相互応援と地元建設業協会等との連携強化を図る。

【G-g 倒木等危険箇所対策】

(1)災害時の倒木等による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、電力会社、関係機関、市民等との連携により、倒木等危険箇所の把握と樹木の伐採等の対策に努める。

主な取組	担当課
道路の維持管理の実施	土木課

【G-h 降灰対策の検討】

(1)富士山の火山噴火に伴う降灰により、交通網の麻痺や農地の荒廃など、市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が想定されることから、除灰の方法やストックヤードの確保など降灰対策を検討する。

8 H：地域防災

推進方針

【H-a 適切な避難行動の周知啓発】

- (1)状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの一層の周知、啓発を図る。
- (2)災害発生時に迅速な行動がとれるよう、避難先、非常時持出品、避難のタイミングなどを各家庭で決めておくための「マイタイムライン」の策定を促進する。
- (3)親戚や知人宅等への分散避難を行っても安否確認が容易に行えるよう「マイタイムライン」を策定するとともに、行政区及び自主防災組織で共有するなどの仕組みを構築する。
- (4)緊急地震速報等を受信した各個人が身を守るための適切な行動をとれるよう、防災教育や研修等により防災意識の向上に努める。
- (5)近隣住民の声掛けなどにより、共に支えあいながら行動ができるよう、防災教育や研修等により共助について啓発を図る。

主な取組	担当課
地域の特性に応じて行政区が自らまとめる「地区防災計画」の策定支援	防災危機管理課
世帯ごとに時間の経過に沿った行動計画を立てる「マイタイムライン」の作成促進	防災危機管理課
適切な避難行動をとれるよう、洪水・土砂災害ハザードマップの啓発	防災危機管理課
市民の防災意識の向上のための防災出前講座の実施	防災危機管理課

【H-b 避難行動要支援者台帳の整備】

(1)避難行動に支援が必要な要配慮者が、地域において円滑な避難支援が受けられるよう、実行性のある避難行動要支援者台帳の整備を行うとともに、台帳の運用や情報共有について見直しを進める。

【H-c 個別避難計画の作成】

(1)一人で避難することが困難な避難行動要支援者について、発災時、または発災の恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難ができるようにするため、ひとり一人の避難場所や避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画を作成する。

主な取組	担当課
避難行動要支援者台帳及び個別避難計画の整備	福祉総務課

【H-d 倒木等危険箇所対策】

(1)災害時の倒木等による交通、電気、通信等の遮断を防ぐため、電力会社、関係機関、市民等との連携により、倒木等危険箇所の把握と樹木の事前伐採等の対策に努める。

主な取組	担当課
倒木等の危険性の高い樹木の事前伐採の促進	防災危機管理課

【H-e 孤立対策の推進】

(1)孤立した場合でも、一定期間生活が維持できるよう、食料や医薬品など個人での備蓄や近隣住民による共有備蓄の促進を図る。

主な取組	担当課
食料及び生活必需品の備蓄の促進	防災危機管理課

【H-f 地域の除雪体制の構築】

(1)自力による除雪が困難な世帯に対し、日常生活に必要な通路や緊急時における避難路を確保するため、行政区をはじめとした各種団体による組織的な除雪の協力体制を構築する。

(2)消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防車庫等の除雪を行うよう啓発する。

【H-g 個人備蓄の促進】

(1)各家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄について、市ホームページや広報紙等により啓発する。

- (2)被災地や避難所における感染症の発生や拡大を防ぐため、うがい薬やマスク、手指消毒液、災害用トイレ等、個人備蓄の促進に取り組む。
- (3)一般家庭においては、ポータブル発電機や電気自動車等の活用、蓄電システムの導入などを促進する。

主な取組	担当課
家庭における備蓄に関する啓発記事の掲載	防災危機管理課 企画課
市民の防災意識の向上のための防災出前講座の実施	防災危機管理課

【H-h 避難所運営マニュアルの策定】

- (1)避難所を適切に運営するため、各避難所に適した運営マニュアルの策定を進める。
- (2)避難所運営委員会と自主防災組織が連携した避難所開設・運営訓練を実施する。

主な取組	担当課
自主防災組織と連携した避難所開設・運営訓練の実施	防災危機管理課

【H-i 人材の育成、組織の整備】

- (1)災害時において、応急処置や救出、救護等に対応可能な知識、技能を持った人材の確保、協力が重要であることから、地域における人材を育成し、自主防災組織等の強化を図る。
- (2)高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の災害対応力の向上を図る。

主な取組	担当課
防災士資格の取得支援	防災危機管理課

【H-j 地域コミュニティの強化】

- (1)大規模災害発生時には、公的支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の向上を図るため、市内全ての地域で自主防災組織を整備し、自主防災リーダーの育成を図るなど、地域コミュニティの強化に取り組む。
- (2)自主防災組織における防災訓練等積極的な活動や地域ごとに必要な資機材の配備等の支援を行う。
- (3)災害発生後の治安の悪化を防ぐため、住民による犯罪抑止の見守りなどが行われるよう、自主防災組織に対して啓発を行う。

主な取組	担当課
自主防災リーダー養成講座の実施	防災危機管理課
自主防災組織の整備支援	防災危機管理課
自主防災組織の整備に必要となる費用に対する補助	防災危機管理課

【H-k ボランティア対策】

- (1) 初期対応に遅れが生じることなく円滑に活動できるよう、笛吹市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る訓練を実施する。
- (2) 災害ボランティアが、家屋の片づけや炊き出しなどの直接的な支援のみならず、被災者の活力を取り戻すための寄り添いなど、災害発生時から復興に至るまで、被災者のニーズに対応した活動を行えるよう、体制の整備を進める。

主な取組	担当課
災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る訓練の実施	防災危機管理課

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先度の高いものについて重点化しながら進める必要がある。このため、29の「起きてはならない最悪の事態」の中から、脆弱性評価の結果を踏まえつつ、人命の保護、影響の大きさ、どの災害でも起こりうる共通性、本市の地域特性、県の特に回避すべき事態の選定等を総合的に判断し、特に回避すべき8の「起きてはならない最悪の事態」を選定した。

また、特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」に対応する施策の中から、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急性」などを考慮して、特に重点化すべき27施策を設定した。

【笛吹市の重点化施策】

特に回避すべき 起きてはならない最悪の事態 (9 事態)		重点施策 (21 施策)
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	1-1-1 市有施設の安全性の確保 1-1-7 通学路の安全確保 1-1-10 個別避難計画の作成 1-1-12 効果的な消防活動のための整備
1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	1-3-1 河川整備の推進 1-3-3 河川や水路施設等の維持及び長寿命化対策 1-3-8 適切な避難行動の周知啓発
1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生	1-4-1 治山事業等による土砂災害対策 1-4-2 道路・橋梁の整備 1-4-9 適切な避難行動の周知啓発
2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-1-1 医療救護体制の充実 2-1-6 人材の育成、組織の整備 2-1-7 効果的な消防活動のための整備 2-1-4 公的備蓄の充実 2-1-5 個人備蓄の促進

2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺等による医療機能の麻痺	2-2-1 道路・橋梁の整備 2-2-4 消防活動の妨げとなる建造物の安全対策 2-3-9 効果的な消防活動のための整備
2-4	被災地での食料・飲料水、電気、ガス、燃料等、生命にかかわる物資供給の停止	2-4-1 水道施設の耐震化及び老朽化対策 2-4-3 道路・橋梁の整備 2-4-4 公的備蓄の充実 2-4-5 個人備蓄の促進
5-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	5-1-1 防災拠点としての機能の向上 5-1-2 情報の収集及び伝達体制の確保 5-1-5 適切な避難行動の周知啓発
5-5	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	5-5-4 道路・橋梁の整備 5-5-5 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化

2 各種施策の推進と進捗管理

施策の進捗状況の把握等を行うためのアクションプランを策定した上で、計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を整備し、PDCA サイクルにより、指標や各取組の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていく。

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国及び山梨県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

本計画に位置付けられた施策や取組は、本市全体の強靱化に関するものであり、特に笛吹市地域防災計画と整合性が保たれながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができ、笛吹市総合計画や各分野別計画などと連携し、計画的かつ着実に取組を推進していく。

笛吹市国土強靱化地域計画

令和8年3月

発行 笛吹市

編集 総合政策部政策課

〒406-8510

山梨県笛吹市石和町市部 777

TEL 055-262-4111(代表)

FAX 055-262-4115